

令和8年5月28日（木曜日）第1号

○議事日程・	1 頁
○本日の会議に付した事件・	1 頁
○出席議員・	2 頁
○欠席議員・	2 頁
○説明のため出席した者・	2 頁
○職務のため出席した事務局職員・	3 頁
○開会宣告・	4 頁
○表彰状の伝達・	4 頁
○開議宣告・	5 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名・	5 頁
○日程第 2 会期の決定・	5 頁
○諸般の報告・	6 頁
○日程第 3 議案第59号から 日程第18 議案第74号まで・	6 頁
○委員会付託省略の議決・	7 頁
○休会の件・	8 頁
○散会宣告・	9 頁

令和8年6月1日（月曜日）第2号

○議事日程・	11 頁
○本日の会議に付した事件・	11 頁
○出席議員・	11 頁
○欠席議員・	11 頁
○説明のため出席した者・	11 頁
○職務のため出席した事務局職員・	13 頁
○開議宣告・	14 頁
○日程第 1 一般質問・	14 頁
14番 外 崎 英 継 議員・	14 頁
9番 藤 森 真 悦 議員・	27 頁
22番 山 口 孝 夫 議員・	45 頁
3番 和 田 祐 治 議員・	51 頁

○散会宣告・	57頁
--------	-----

令和8年6月2日（火曜日）第3号

○議事日程・	59頁
○本日の会議に付した事件・	59頁
○出席議員・	59頁
○欠席議員・	59頁
○説明のため出席した者・	59頁
○職務のため出席した事務局職員・	61頁
○開議宣告・	62頁
○日程第 1 一般質問・	62頁
1 番 花 田 勝 暁 議員・	62頁
16 番 平 山 秀 直 議員・	75頁
2 番 金 谷 勝 議員・	86頁
○散会宣告・	93頁

令和8年6月3日（水曜日）第4号

○議事日程・	95頁
○本日の会議に付した事件・	95頁
○出席議員・	95頁
○欠席議員・	95頁
○説明のため出席した者・	95頁
○職務のため出席した事務局職員・	96頁
○開議宣告・	97頁
○日程第 1 議案第59号から議案第67号まで及び議案第72号から議案 第74号まで・	97頁
○休会の件・	98頁
○散会宣告・	98頁

令和8年6月10日（水曜日）第5号

○議事日程・	99頁
○本日の会議に付した事件・	99頁

○出席議員・	99頁
○欠席議員・	100頁
○説明のため出席した者・	100頁
○職務のため出席した事務局職員・	101頁
○開議宣告・	102頁
○諸般の報告・	102頁
○日程第 1 議案第59号及び	
日程第 2 議案第60号・	102頁
○日程第 3 議案第62号・	103頁
○日程第 4 議案第61号及び	
日程第 5 議案第65号・	104頁
○日程第 6 議案第66号から	
日程第10 議案第74号まで・	106頁
○日程第11 議案第63号及び	
日程第12 議案第64号・	107頁
○市長挨拶・	109頁
○閉会宣告・	110頁
署名・	111頁

参考資料

○議決結果表・	113頁
○会期及び日程・	115頁
○一般質問通告表・	117頁
○議案付託区分表・	121頁

令和 8 年五所川原市議会第 3 回定例会会議録（第 1 号）

◎議事日程

令和 8 年 5 月 2 8 日（木）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定について）
- 第 7 議案第63号 令和 8 年度五所川原市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第64号 令和 8 年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第65号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第66号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 1 議案第67号 五所川原市水道事業給水条例及び五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 2 議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 3 議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 4 議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 5 議案第71号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 1 6 議案第72号 財産の取得について
- 第 1 7 議案第73号 財産の取得について
- 第 1 8 議案第74号 財産の取得について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（１９名）

1 番	花 田 勝 暁	議員	2 番	金 谷 勝	議員
3 番	和 田 祐 治	議員	4 番	木 村 清 一	議員
6 番	藤 田 成 保	議員	8 番	秋 田 幸 保	議員
9 番	藤 森 真 悦	議員	10 番	黒 沼 剛	議員
11 番	松 本 和 春	議員	12 番	成 田 和 美	議員
13 番	高 橋 美 奈	議員	14 番	外 崎 英 継	議員
15 番	木 村 慶 憲	議員	16 番	平 山 秀 直	議員
17 番	桑 田 哲 明	議員	19 番	山 田 善 治	議員
20 番	木 村 博	議員	21 番	伊 藤 永 慈	議員
22 番	山 口 孝 夫	議員			

◎欠席議員（１名）

5 番	伊 藤 雅 輝	議員
-----	---------	----

◎説明のため出席した者（２５名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	鎌 田 寿
総 務 部 長	川 浪 生 郎
財 政 部 長	佐々木 崇 人
福 祉 部 長	山 内 かおり
経 済 部 長	片 山 善一朗
建 設 部 長	古 川 清 彦
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	岡 田 正 人
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之

監査委員局長	鎌田郁
農業委員会会長	森義博
農業委員会局長	外崎経明
総務課長	荒谷智子
財政課長	永山大介
市民課長	須藤淳也
福祉政策課長	津島洋志
農林政策課長	西村長幸
土木課長	工藤陵
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	古川憲

◎職務のため出席した事務局職員

事務局局長	工藤義人
次長	毛内貴郎

◎開会宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員19名、定足数に達しております。

これより令和8年五所川原市議会第3回定例会を開会いたします。

◎表彰状の伝達

○木村清一議長 議事に入る前に、去る5月27日開催の全国市議会議長会第102回定期総会において、市議会議員として市政振興に努められた功績により、在職15年以上の議員として木村慶憲議員が、また正副議長在職4年以上の議員として私、木村清一が表彰されました。受賞された木村慶憲議員に対して心から敬意を表する次第です。

これより表彰状の伝達を行いますので、表彰を受けられた木村慶憲議員は、前のほうへお願いいたします。

表 彰 状

五所川原市

木 村 慶 憲 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第102回定期総会
にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和8年5月27日

全国市議会議長会

会長 丸 子 善 弘

(表彰状贈呈)

(拍手)

○木村清一議長 以上をもって、表彰状の伝達式を終わります。

市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

まずは、おはようございます。このたび全国市議会議長会の表彰の栄に浴されました木村清一議長、そして木村慶憲議員に対しまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

このたびの表彰は、長年にわたる市勢伸展、市民福祉の向上に取り組まれたお二人の御功績が認められたものであり、心より敬意と祝意を表する次第であります。今回の表彰を一つの契機として、今後とも御健康に十分留意いただきながら、当市のさらなる発展のため、より一層御支援と御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、お祝いの言葉といたします。本日は誠にめでとうございます。

○木村清一議長 その場において暫時休憩いたします。

副議長と交代いたします。

午前 10 時 06 分 休憩

午前 10 時 07 分 再開

○木村 博副議長 それでは、再開いたします。

午前 10 時 07 分 開議

◎開議宣告

○木村 博副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 1 号により進めます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○木村 博副議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、10 番、黒沼剛議員、11 番、松本和春議員、12 番、成田和美議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○木村 博副議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から 6 月 10 日までの 14 日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村 博副議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 14 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○木村 博副議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第2号から報告第12号までの11件の報告がありました。

また、監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。これらにつきましては、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第 3 議案第59号から

日程第18 議案第74号まで

○木村 博副議長 次に、日程第3、議案第59号 専決処分の承認を求めることについてから日程第18、議案第74号 財産の取得についてまでの16件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

本定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第59号から議案第62号までの4件は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第59号は、五所川原市税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第60号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第61号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第62号は、損害賠償額を決定したので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第63号は、令和8年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,537万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ337億5,137万8,000円とするものであります。低所得の独り親世帯に対する臨時特別給付金の支給、農業用ハウスの雪害に対する緊急支援に係る経費等を計上するものであります。

議案第64号は、令和8年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出の既決予定額に648万1,000円を追加し、合計額を10億4,380万5,000円とし、

資本的収入の既決予定額に648万1,000円を追加し、合計額を6億1,140万8,000円とするものであります。

議案第65号は、五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。山村広場を廃止するとともに、つがる克雪ドームに附属する土地に対し、利用目的に則した使用料を設定するため提案するものであります。

議案第66号は、五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。柏木団地を廃止するため提案するものであります。

議案第67号は、五所川原市水道事業給水条例及び五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害等の非常時において、他の市町村長等の指定を受けた指定工事業者が給水装置、排水設備等の新設等の工事を行えるようにするため提案するものであります。

議案第68号から議案第70号までの3件は、いずれも固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。森下典光氏、花田勝彦氏、増田行氏を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第71号は、十三財産区管理会財産区管理委員の選任についてであります。矢本良博氏を選任するため、五所川原市財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第72号から議案第74号までの3件は、いずれも財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○木村 博副議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第12、議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第15、議案第71号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの4件は委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村 博副議長 異議なしと認めます。

よって、以上の４件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

○木村 博副議長 初めに、議案第68号から議案第70号までの３件は、いずれも固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますので、一括で審議いたします。
質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村 博副議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第68号から議案第70号までの３件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村 博副議長 異議なしと認めます。

よって、以上の３件は同意されました。

○木村 博副議長 次に、議案第71号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について
質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村 博副議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第71号は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村 博副議長 異議なしと認めます。

よって、議案第71号は同意されました。

◎休会の件

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明29日は、議案熟考のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村 博副議長 異議なしと認めます。

よって、明29日は休会することに決しました。

なお、30日、31日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は6月1日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村 博副議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時14分 散会

令和 8 年五所川原市議会第 3 回定例会会議録（第 2 号）

◎議事日程

令和 8 年 6 月 1 日（月）午前 10 時開議

第 1 一般質問（4 人）

- 14 番 外崎 英継 議員
9 番 藤森 真悦 議員
22 番 山口 孝夫 議員
3 番 和田 祐治 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（19 名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 花 田 勝 暁 議員 | 2 番 金 谷 勝 議員 |
| 3 番 和 田 祐 治 議員 | 4 番 木 村 清 一 議員 |
| 6 番 藤 田 成 保 議員 | 8 番 秋 田 幸 保 議員 |
| 9 番 藤 森 真 悦 議員 | 10 番 黒 沼 剛 議員 |
| 11 番 松 本 和 春 議員 | 12 番 成 田 和 美 議員 |
| 13 番 高 橋 美 奈 議員 | 14 番 外 崎 英 継 議員 |
| 15 番 木 村 慶 憲 議員 | 16 番 平 山 秀 直 議員 |
| 17 番 桑 田 哲 明 議員 | 19 番 山 田 善 治 議員 |
| 20 番 木 村 博 議員 | 21 番 伊 藤 永 慈 議員 |
| 22 番 山 口 孝 夫 議員 | |
-

◎欠席議員（1 名）

- 5 番 伊 藤 雅 輝 議員
-

◎説明のため出席した者（31 名）

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 佐々木 孝 昌 |
| 副 市 長 | 鎌 田 寿 |
| 総 務 部 長 | 川 浪 生 郎 |

財 政 部 長	佐々木 崇 人
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	山 内 かおり
経 済 部 長	片 山 善一朗
建 設 部 長	古 川 清 彦
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	岡 田 正 人
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	鎌 田 郁
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	外 崎 経 明
総 務 課 長	荒 谷 智 子
財 政 課 長	永 山 大 介
環 境 対 策 課 長	松 山 明 央
市 民 課 長	須 藤 淳 也
子育て支援課長	山 本 弘 隆
農 林 政 策 課 長	西 村 長 幸
商 工 観 光 課 長	吉 田 純 也
農 村 整 備 課 長	小山内 順 也
土 木 課 長	工 藤 陵
経 営 管 理 課 長	飛 鳥 順 一
下 水 道 課 長	境 正 明
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	村 元 宏 禎
教 育 総 務 課 長	古 川 憲

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	工 藤 義 人
次 長	毛 内 貴 郎

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。議事に入る前に、皆さんに申し上げます。今日から 6 月 1 日、空調が入りますけれども、大分暑くなりましたら、上着を脱いでも結構でございます。

傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員 19 名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号により進めます。

◎日程第 1 一般質問

○木村清一議長 日程第 1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第 64 条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1 回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、14 番、外崎英継議員の質問を許可いたします。14 番、外崎英継議員。

○14 番 外崎英継議員 皆さん、おはようございます。自民公明クラブの外崎英継でございます。風薫る爽やかな季節となり、新緑がまぶしく映える中、本市の基幹産業である稲作も田植が終盤を迎えております。農家の皆様が豊かな実りを願いながら、作業に励まれていることに敬意を表し、令和 8 年 6 月第 3 回定例会に当たり、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、リンゴ樹雪害に伴う市の対応についてお伺いいたします。昨年に続き、今年の冬も記録的な豪雪となり、今冬においては貴い命が失われ負傷者も発生するなど、地域に深い傷痕を残しました。家屋の倒壊をはじめ、農業用ハウスの損壊、さらには本市基幹産業であるリンゴ栽培にも甚大な被害が及んでおります。実際に現場では、リンゴ樹の大きな幹が真ん中から裂けるように割れ、長年育ててきた太い枝が折れるなど、痛ましい光景を目の当たりにしました。取りも直さずリンゴ樹は、農家にとって生活を支える大切な資産であり、その被害は生産者の経営と暮らしに直結する重大な問題であります。これらのことから、今回、一般質問させていただきます。

まず、今冬の大雪によるリンゴ樹の被害面積は、どれくらいに上るのかお知らせください。

2点目として、被害を受けた農家に対し、市としてどのような対策、支援をしたかお知らせください。

また、こうした状況の中、苗木の供給が十分でないと聞いております。3点目として、生産者に対する現在の苗木の供給状況についてお知らせ願います。

次に、ペット火葬場についてお聞きいたします。近年、ペットは、単なる愛玩動物ではなく、家族の一員として深い愛情を注がれる存在となっております。日々の暮らしの中で喜びや癒やしを与え、人生を共に歩んできた大切な存在であり、その最期を丁寧に見送りたいと願う飼い主の思いは年々高まっております。そんな中、市民の方から寄せられた意見もあり、一般質問させていただきます。

まず初めに、ペット火葬場の利用状況についてお知らせください。

2点目として、ペット火葬場の管理運営はどのようになっているかお知らせください。

以上、理事者側の誠意ある答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○片山善一朗経済部長 それでは、まず今冬の大雪による当市の被害の状況についてお答えをいたします。

県との合同で実施した調査結果により、当市のリンゴ栽培面積720ヘクタールに対して被害面積が653ヘクタールと、市内全体の9割に当たる園地で被害を受けるなど、大雪被害の影響は広範囲に及んでおります。そのうち、被害の程度が50%以上となる多大な被害を受けた園地が69ヘクタールと、被害面積全体の約1割を占める状況となっており、被害程度が5%以上、29%以下となる比較的軽度の被害を受けた園地が534ヘクタールで、被害面積の約8割を占めるといった結果となっております。

続きまして、被害を受けた農家への支援についてお答えいたします。市では、リンゴ被害に対する復旧支援として、被害樹の傷口の癒合促進及び腐らん病対策に使用する塗布剤、枝折れ被害軽減の効果が見込める融雪剤の購入費を助成する支援事業を創設し、関連予算を令和8年2月に専決処分により措置をしております。本事業は、リンゴ樹の被害軽減に取り組む生産者への後押しになることを目的としているため、3月31日までに購入された経費を助成対象とし、さらに園地の復旧に集中していただくため、令和8年度へ当初予算を繰越しをして実施する運用とすることで、ゆとりを持った申請手続きが

行えるよう、生産者の負担軽減を図っております。なお、申請受付は、令和8年5月7日から7月31日までとしており、事業内容のチラシを作成、配布するなど、生産者への丁寧な周知に努めているところでございます。また、リンゴ樹の被害軽減に取り組むためには、生産者が園地へ入れるように除雪による通路確保が必要であるため、青森県りんご協会五所川原支会やごしょつがる農協、除雪事業者と連携、情報共有を図った上で、市が除雪作業を実施してございます。

続きまして、現在の苗木の供給状況についてお答えいたします。市が把握している苗木の供給状況でございますが、生産者や農協、苗木の販売事業者などから聴取した内容となりますが、品種によっては入手できる苗木はあるものの、全体的に需要に応えることができるだけの供給量はなく、供給不足の状況にあると認識しているところでございます。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 ペット火葬場の1年間に火葬されるペット数についてお答えをいたします。

令和6年度は、犬が174体、猫が164体、鳥やハムスターなどのその他が22体の計360体、令和7年度は犬が179体、猫が178体、その他が15体の計372体となっております。また、火葬の方法ですけれども、申請者のペット単体で行う単独火葬と複数の申請者のペット合同で火葬する合同火葬の2種類あり、火葬回数としては令和6年度は単独火葬が199回、合同火葬が41回の計240回、令和7年度は単独火葬が215回、合同火葬が41回の計256回の火葬を行っております。

続きまして、ペット火葬場の管理運営についてお答えをいたします。ペット火葬場の建物及び設備に関する修繕等については市が行い、火葬の実施、利用客への対応、施設の清掃や設備の点検などについては委託先であります藻川自治会が実施をいたしております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、大雪による被害が653ヘクタールと、9割に当たる園地で被害が確認されたというふうに答弁がありました。まさに甚大な被害であります。リンゴ樹の被害により今年の生産に影響する被害額はどれくらいに上ると見ておりますでしょうか、お聞きします。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 今年の生産に影響する被害額についてお答えをいたします。

県が策定した令和8年リンゴ等果樹雪害合同調査要領に基づいて算定をしたところ、

市全体での本年産に影響する被害額は約11億6,000万円となっているところでございます。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 今年の生産に影響する被害額が11億円以上ということで、先ほどの答弁では苗木の供給が十分でないというふうに聞いていました。また、苗木に対する支援、これについても令和8年度の予算でということでありましたけれども、支援のほうをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 苗木に対する支援についてお答えをいたします。

市では、単独事業として、被害樹の改植に要する苗木の購入経費の一部を支援する果樹雪害対策等支援事業の関連予算を令和8年度当初予算で措置をしてございます。こちらは、補助率が3分の1で苗木1本当たりの補助上限額を700円に設定しており、令和7年度も同じ支援内容で事業を実施してございます。今年度の事業実施につきましては、現段階で国庫事業の果樹経営支援対策事業においても雪害支援に係る改植支援が実施される見込みである情報を得ていることから、当該事業の動向を注視しながら、生産者へ充実した支援が行き届くような事業の周知、あるいは実施期間の設定を予定しているところでございます。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 令和8年度予算に盛りされているということでしたけれども、そうすれば令和7年度の苗木に対する支援状況、これはどのような実績になっているかお知らせ願います。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 令和7年度、昨年度の苗木の支援状況についてお答えをいたします。

令和7年度に実施した、果樹雪害対策等支援事業における苗木の購入支援の実績は、交付対象者が33名、支援対象となった苗木の本数が合計1,205本、補助金合計額が72万9,010円となっております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 甚大な被害にもかかわらず、苗木に対する支援策を講じて、肝腎の苗木が手に入らない状況であります。

そこで、提案ですけれども、苗木の生産、これは少しの技術と圃場があれば割と簡単に作れるとJAの担当者からも聞いております。市では、毘沙門に農業センターを所有

しておりますけれども、農業センターを活用して苗木の生産をしてはいかがでしょうか。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一朗経済部長 農業センターを活用して苗木の生産をしてはどうかという御質問でございます。現在、農林政策課が所管する農業センターでは、市特産のリンゴである赤～いりんの振興に向けた栽培管理と生産拡大に向けた苗木の生産、譲渡を行っております。そのため、昨年の雪害への支援を検討している段階で、農業センターにおける苗木生産の可否について協議をしておりますが、生産に必要なスペース、台木などの資材や労働力の確保が容易ではなく、農業センターを活用した苗木の生産は困難であると判断しているところでございます。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 では、市として不足している苗木の供給に対して、どのような対策を考えているかお知らせください。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一朗経済部長 苗木不足に対する市の対策、考え方についてお答えをいたします。

市といたしましては、生産者が自ら希望する苗木を確保できることが重要であるという観点から、苗木生産に係る技術習得を支援することが効果的であると考えているところでございます。そのため、市内の苗木生産の経験が豊富な生産者をはじめ、青森県りんご協会の指導員などを講師として講習会の開催や、技術向上を目的とした生産者間の情報交換ができる場の提供といった対策や支援を検討しているところでございます。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 生産者自らが苗木の生産する技術を習得する支援をしていくということであります。苗木の生産はもとより、既存の幹や太い枝を利用して、新しい品種の穂木等を接いで更新する高接ぎなどはより早い収穫、またコストを抑えられる方法ですけれども、生産者自らが苗木の生産、高接ぎしている現状はどのようになっているのでしょうか。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一朗経済部長 苗木の生産や高接ぎによる復旧に取り組んでいる生産者の現状についてお答えをいたします。

リンゴ園地の雪害調査を実施した際に、生産者に苗木の確保状況などについて伺ったところ、一部の生産者からはふだんから台木や苗木の生産を自身の園地で行っているため、特に苗木の確保には困っていない旨を聴取してございます。また、青森県りんご協会五所川原支会やごしょつがる農協からの情報提供により、苗木生産や高接ぎによる成

り枝の確保を行っている生産者が一定数いること、そしてその中には苗木の生産を全農から委託されている生産者がいることも確認をしております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 ありがとうございます。となれば、今後の苗木の供給、調達の見込みについて、業者等の情報等も含めてどうなっているか、お知らせ願います。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 今後の苗木の供給、調達の見込みについてお答えをいたします。

県では、リンゴ苗木の安定供給に向けた中期的な対策として、令和7年度に5万本の増産に取り組んでおり、令和9年秋には生産者に供給される見込みとなっております。また、今年度も令和10年秋の供給に向け3万本の増産を予定しているなど、今後合わせて8万本が雪害対策分として県内の生産者へ供給される見込みとなっているところでございます。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 県には、令和10年秋までに8万本の増産を予定しているということとありますけれども、県全体に必要とされる本数も確認されていません。まして当市に供給される本数も未知数であります。冒頭の当市における想定されるリンゴの被害額11億円を早急に解消すべく、市で全力で対応していただきたいというふうに思います。

最後に、リンゴ樹の被害を最小限にとどめるためには、園地まで入る農道の除雪が欠かせません。これは、融雪剤を散布しようにも、雪により園地に行けないわけでございます。今冬のリンゴ農道の除雪に対する反省点があれば、それをお知らせください。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 今冬のリンゴ農道の除雪についての反省点、そういったことについての御質問にお答えをいたします。

市内のリンゴ園地に係る農道の除雪については、市と青森県りんご協会五所川原支会の各地区代表や、ごしょつがる農協の担当者との意見交換、除雪箇所の確認及び除雪業者を交えた協議を経て、総延長約22キロメートルの除雪を2月24日から開始し、3月13日に終了してございます。市といたしましては、可能な限り早期の除雪完了を心がけ、対応してきましたが、もう少し早く園地に入れるように除雪をしてもらえるとありがたいといった声上がるなど、生産者が期待する除雪に対応できる体制を事前に準備できていなかったことが反省すべき点と捉えているところでございます。そのため、今後は、各地区の生産者との意見交換、農道や雪寄せ場といった現地の状況把握を進め、平時から効率的で持続的な除雪が可能となるよう、体制や事業の構築に努めてまいりたいと考

えております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 ありがとうございます。この地域の雪の降り方も、昔の吹雪と違って重たく積もる雪が多くなったように感じます。県では、雪に強いリンゴ栽培というふうに言っていますが、そこに到達するにはまだまだ先のことというふうに認識しております。リンゴ樹園地の除雪の不備で被害を助長させないように、十分な対応、対策をよろしくお願いいたします。

次に、ペット火葬場についてですけれども、年間の個体の件数が令和6年で360体、令和7年が372体というふうになっており、火葬の件数も令和6年が単独、合同と合わせて240回でしたか。令和7年が256回ですか。再質問ですけれども、ペットが亡くなってから火葬までの一連の流れをお知らせください。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 答えいたします。

ペットが亡くなってから火葬までの流れについてであります。ペットの火葬を行う場合には、担当窓口でペット火葬場使用許可の申請をしていただきますけれども、その際、火葬方法を単独で行うか合同で行うかの選択をしていただくとともに、ペットの体重を測定し使用料の算定も行います。使用料の納付が確認されましたら、使用許可書を交付し、記載された日時に火葬が行われるという流れとなっております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 火葬の電話の受付窓口は、本庁環境対策課のみでしょうか、お伺いいたします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 おっしゃるとおり、火葬の電話受付窓口は、開庁時間は本庁の環境対策課のみで行っており、開庁時間外には守衛室で行っております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 時間外は、守衛室ということでもありますけれども、庁舎が休みの場合、どのようになっているのでしょうか。お願いします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 開庁時間外の対応についてお答えをいたします。

基本的に開庁時間外も受付を行っておりますが、単独の火葬を希望される際には、ペット火葬場の稼働状況などの確認も必要となりますので、開庁時間に改めて受付を行っていただくこととしております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 火葬の料金、これもまたいろいろ体重とかによって違うみたいですが、火葬の料金はどのようになっているか、仕組みをお知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

火葬料金は、使用者の住民登録地、火葬方法及びペットの体重により異なっております。使用者が市民の方で単独の火葬の場合、10キログラム未満で6,290円、10キログラム以上20キログラム未満が8,380円、20キログラム以上25キログラム未満が9,430円、25キログラム以上が1万480円となります。

一方、使用者が市民の方で合同の火葬の場合ですが、10キログラム未満で3,140円、10キログラム以上25キログラム未満が4,190円、20キログラム以上25キログラム未満が4,710円となり、25キログラム以上は火葬炉の大きさから、合同火葬の場合には不可としております。

また、使用者が今度市外の方で単独の火葬の場合でございますが、10キログラム未満で1万2,680円、10キログラム以上20キログラム未満が1万3,720円、20キログラム以上25キログラム未満が1万4,770円、25キログラム以上が1万5,820円となっております。

また、使用者が市外の方で合同の火葬の場合でございますけれども、10キログラム未満で7,390円、10キログラム以上20キログラム未満が8,430円、20キログラム以上25キログラム未満が8,960円、市民の方と同様に25キログラム以上は、合同火葬は不可としてございます。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 ペットの体重によって料金が細かく分かれているようですが、これ体重測定というんですか、重量の測定はどのようになっているのかお知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 ペットの体重、重量についてお答えをいたします。

申請時の手続簡素化のため、犬種などから容易に推定される体重や、動物病院での測定結果を根拠とした自己申告のほかに、市のペット保管場所に設置しております体重計を使用した計測も併せて行っております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 病院での測定結果を根拠とした自己申告と、市のペット保管場所に設置している体重計を使用した計測も行っているということですが、ある市民

のペットが病院で亡くなったんです。病院で計測された体重が10.2とか10.3であったと。死亡手続のため、市役所を訪れて体重を聞かれたので、そのとおり10.2とか10.3というふうに答えたそうです。担当者は、実測することなく10.何というふうに書いたそうで、市民の方はその時、自分で言えばよかったんでしょうけれども、実測してほしかったと言っていました。なぜなら、これ火葬料金に大きな差が出てくるといえるということも言っていました。経過時間もあるんですけれども、亡くなってから経過時間とともに体重というのは減る傾向にあると思います。仮に体重が10キロ未満だと単独火葬で6,290円、10キロ以上だと8,380円ということで、そこで2,090円ほど料金が高くなるというふうな結果が出てきます。本人は、お金の問題でなく、市の対応に不信感を抱いているということでありましたけれども、市民の方から不信感を抱かれないような対応をひとつよろしくお願いしたいと思います。火葬の日時とか、火葬をする時間帯、これはどのようにになっているかお知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 ペット火葬の日時でございますけれども、毎月第1日曜日、第3日曜日及び12月29日から翌年1月3日までという僅かな日数を除いて、毎日のように行っておりまして、開始時間は午前9時または10時から、午後は1時または2時からとしております。火葬に要する時間は、ペットの大きさや頭数により異なりますけれども、おおむね1時間から2時間となり、事前準備や炉の冷却も含めた後片づけまで含めると、おおむね3時間から4時間となっております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 火葬後の動物の骨、お骨はどのようになっていますか、お知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 火葬後の焼骨の引取りを希望される方には、遺骨袋に入れてお渡しをしておりますが、これは単独の火葬を選択した場合に限られております。引取りを希望されない方や、合同火葬となった場合には、ペット火葬場敷地内にあります納骨堂へ一時的に焼骨を納めております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 隣接されているペット火葬場の納骨堂、これいっぱいになればどのような処分になるか、お知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

納骨堂に納められた焼骨でありますけれども、最終的に葬斎苑などの残骨灰の処理を行っている民間業者が提携をしております霊園に納骨されております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 民間業者の霊園に納骨されているということですが、これはちなみにどこにありますか、お知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 県外の東北の1県、ある県でございます。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 県外の霊園ということですが、これちなみに県の所在地はお知らせできますか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 山形県です。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 納骨堂から山形の霊園の配送サイクル、また搬送の形態と料金は、どのようになっているかお知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 3か月に1回程度、年に4回程度となっております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 搬送の料金は、どのようになっているかお知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 搬送の経費でございますけれども、処理を依頼している葬斎苑等の残骨灰に含まれる微量の金属類の価値が近年上昇していることもございまして、経費はかかってございません。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 経費はかかっていないということで、ただで持っていつてもらっているということでありまして、何せ最終の霊園に納骨されている、これ山形の民間業者の霊園を確認されたことあるか、お伺いいたします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 実地に、最終的に納骨されている霊園を訪問したことはございません。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 それこそそこを確認したことはないということでありまして、

も、これしっかりとこの霊園に納骨されているか確認する義務、責任あると思いますが、いかがでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 納まっている場所自体の納骨場所は、契約で確認できているわけですので、どのぐらいの量がそこに運ばれているかということは、契約上は確認できているので、必ずしも実際に納めているところを確認する必要まではないものかなというふうに考えております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 大切なペットのお骨です。それしっかりとどのようにその霊園に納骨されているか確認しないと、する必要もないというふうな部長の答弁ですけれども、私はこれ当然ながら1回、2回は見ておくべきだというふうに思います。しっかりその霊園に納骨されているか確認すべきと。さもなくば適正にそのような霊園に納骨されていない場合もあるかと思えます。昨今いろいろな、産廃でないですけれども、そういう適正な処理がなされておらなかった、分からなかったという、そういう自治体の例もあるやに聞きますので、その辺は内部でしっかり協議して、これからの対応をしっかりしていただきたいというふうに思います。

次に、火葬料金の受け払い窓口についてお聞きいたします。先ほどの市民の方ですけれども、市浦の方なんです。火葬時間の希望を聞かれたそうで、次の日の10時を希望したそうです。結果、あしたの10時であれば、今日の4時半めどに本庁にお金を持参してくださいというふうに言われたそうで、市浦から3時過ぎでしたか、急いで向かったそうです。火葬料金の支払い窓口、支払い方法、キャッシュレスを含めて、どのようなになっているかお知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 火葬料金の支払い方法は、開庁時間内であれば本庁舎、金木総合支所及び市浦総合支所の会計窓口において、市税などと同様に現金、クレジットカード、電子マネーなどでの支払いが可能ですけれども、開庁時間外、または金融機関での支払いの場合には現金のみとなっております。また、ペット火葬の方法が単独火葬を希望される場合や、支払いをキャッシュレスを希望される場合、開庁時間外に来庁されますと後日改めて開庁時間内に来ていただくこととなりますので、そのようなことを避けるために、余裕を持って来庁していただきたいと御説明をする場合がございます。そのような時間までに来ないと受付ができないということの、そういう意味ではございませんので、説明の仕方に関しては気をつけないといけないなというふうに反省をいたしてお

ります。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 開庁時間内や単独火葬または合同火葬など、対応はケース・バイ・ケースだと思います。市による説明不足、認識不足、対応の不備により市民の手を煩わせることのないようにしていただきたいというふうに思います。

続いて、ペット火葬場の管理運営についてちょっとお聞きいたしますが、年間の火葬の委託料は幾らでしょうか。お願いします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 火葬場の管理業務委託契約の委託料でございますけれども、火葬1回当たりの単価契約としておりまして、実際の支払う金額は火葬回数に単価を乗じたものとしてございます。これは、月ごとに支払っておりますが、年間委託料は令和6年度は81万8,400円、令和7年度は87万2,960円となっております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 単価に件数を掛けるということですが、そうすれば1回当たりの火葬に関わる委託単価は幾らでしょうか、お知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 火葬1回当たりの消費税など込みの契約単価は、令和6年度及び令和7年度は3,410円、令和8年度は若干値上がりいたしまして3,850円となっております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 令和8年度単価が1回当たりの単価、令和6年度、令和7年度より440円上げていますけれども、この理由は何でしょうか、お知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 かかる経費等を勘案し、受託者でございます藻川の自治会との協議も経て契約を締結してございます。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 ありがとうございます。冒頭、1回当たりの火葬時間がおおむね3時間から4時間で、火葬を担当している方、これ冬場入り口前や納骨堂に雪かき、これもしているそうです。令和6、7年度の単価は、1回当たり火葬委託単価3,410円ということでありました。令和8年度が3,850円ということで、これ担当する方からすれば、青森県の最低賃金にも満たない単価だというふうに私思っていました。また、ちょっと火葬の中には、本人から聞いたんですけれども、ちょっと表現きついんですけれども、

中には虫が湧いているというふうなこともあったりするそうです。火葬委託単価、これ令和9年度も見直す必要あると思うんですけども、これいかがでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 今後につきましては、実際にかかる経費、または契約相手方との協議を十分に行いながら、単価改定の要否について検討を加えていきたいと考えております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 お隣、つがる市のペット火葬場の料金、これちょっとお知らせ願いたいと思います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えをいたします。

つがる市のペット火葬料金でございますが、同市のホームページによりますと、使用者がつがる市民の場合には1体当たり8,000円、使用者がつがる市民以外の場合には1万3,000円で、重量による料金の区分はございませんでした。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 ありがとうございます。一概に比較はできないようですけども、火葬単価、委託料の単価も見直しも含めて火葬料金が適正かどうか、ちょっと検討を加えていただきたいというふうに思っています。

次に、ペット火葬場で使用するろうそくや線香、この支給はどのようになっているかお知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えをいたします。

ペット火葬に係るろうそくや線香等の消耗品につきましては、ペット火葬料金に含まれており、市が負担している形となっております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 こちらも火葬を担当している方、線香、ろうそくの補充を担当課に連絡したと。それをお願いしたら、そちらで調達してくださいというふうに言われたそうで、認識不足の回答で、後日、担当課から準備はしていただいたということでありますけれども、何とか横の連絡しっかりやるようお願いしたいと思います。

最後に、ペット火葬場の冬期、冬場のアクセス道路の除雪体制、これどのようになっているかお知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えをいたします。

ペット火葬場へのアクセス道路及び敷地の中は、一斉除雪工区に含まれているため、市による除雪が行われております。しかしながら、短時間での大雪や吹きだまりなどにより通行が困難となった場合には、担当職員などによる手作業での除雪も実施をいたしております。

○木村清一議長 14番、外崎英継議員。

○14番 外崎英継議員 一斉除雪工区と職員による手作業での除雪ということで、職員の皆様には大変御苦勞さまでございます。方法は問いませんが、市民の皆さんが不便のないようにお願いいたします。

最後になりますが、ペットの火葬場について、市民の皆さんが安心して利用でき、安らかにペットの最期を見守っていただける環境を整えてくださることをお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって外崎英継議員の質問を終了いたします。

次に、9番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 改めまして、おはようございます。市民の声を聴く孝志会の藤森真悦でございます。本日も市民の声を背に、そして市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、通告の1点目でございます。歩いて楽しいまちづくりと中心市街地再生について、(1)、歩いて楽しいまちづくり構想について質問します。私は、これまでの議会において、国が進めている重要政策の一つであるウォーカブルタウン、居心地がよく、歩きたくなる楽しいまちづくりについて継続して質問してまいりました。具体的には、民間所有の空き地活用や歩道空間の拡張、公園広場を生かした緑地化、ナッジサインの活用など、歩きたくなるまちづくりの必要性を提案してきています。また、駅前1丁目、2丁目を中心とした活性化策に加え、JR五所川原駅の東西連絡通路整備や、駅前整備に活用できる国の支援制度についても提言してきました。しかし、駅前賑わい創出特別委員会は継続されているものの、現在は中心市街地の将来的なビジョンや具体的施策が市民に十分見えていない状況にあると感じています。

私は、以前の質問でも指摘しましたが、多額の投資を行った大町二丁目土地区画整理事業は、結果として町なかのにぎわいや人の流れの創出など、期待した効果が見えにくい状況です。また、立佞武多の館という本市を代表する観光拠点は整備されたものの、観光客は見学後、そのまま移動してしまい、町なかでの滞在や消費につながりにくい現状があります。さらに、駅前についても、JRバス、タクシー、津軽鉄道に限られた空

間に点在し、観光バスがUターンしづらいなど、交通結節点としての機能や利便性に課題を抱えています。一方で、立佞武多の館のリニューアルオープンを見据えれば、今後は観光客やインバウンド需要、交流人口増加も期待されます。駅前の課題解決は重要ですが、それには一定の時間を要します。だからこそ、今は、町なかに人を呼び込み、歩いてもらうための仕掛けづくりを進めるべきではないでしょうか。そのためには、空き店舗や既存空間を活用しながら、訪れた人が歩きたい、立ち寄りたい、滞在したいと感じる小さな魅力や滞留ポイントを積み重ねていくスモールハードの視点が求められていると考えます。

例えばです。一つの施策として、中心市街地の空きスペースや沿道空間に本市のリング文化や雪国らしさ、立佞武多など、それぞれの場所ごとに特集を持たせた屋根つき休憩場を点在させ、写真を撮りたくなる真っ赤なリング箱ベンチなどの思わず立ち寄りたくなる空間を整備することで、歩く、立ち寄る、写真を撮る、次へ歩くという自然な回遊を生み出すことができます。さらに、整備過程やデザイン検討の様子をSNS等で継続的に発信し、完成までのストーリーを市民や来訪者と共有することで、完成した施設だけではなく、できるまでの過程そのものが観光コンテンツとなり、整備効果や発信効果を何倍にも高めることができるのではないのでしょうか。特に赤い色は、台湾をはじめとしたアジア圏の観光客に人気が高く、縁起のよい色としても認識されていることから、インバウンド誘客やSNS発信にもつながる可能性があります。また、観光客向けだけではなく、市民がふだんからウォーキングと休憩や待ち合わせに使える居心地のよい空間として整備することで、市民の日常と観光が共存するウォークアブルな町並みづくりにもつながると思います。

そして、冬期間には、暖取れる休憩機能や、スマートフォンを活用したAI、AR観光案内、歩行動線の見える化などを組み合わせることで、寒いから歩かないではなく、冬でも歩きたくなるまちへ転換できる可能性があります。同時に、イベント、夜間コンテンツ、デジタルサイネージ、まち歩き観光などのソフト事業を一体的に進めることも重要ではないのでしょうか。

佐々木市長は、以前の新聞紙上で駅前再開発支援への意欲を示し、駅から立佞武多の館まで、いわゆる1丁目、2丁目の通りが五所川原の本当のメイン通りであり、ここをにぎやかなまちとして見せていかなければならないと発言されています。これまでの地方都市整備は、空いている場所を埋めるという発想が中心でした。しかし、人口減少と財源縮小が進むこれからの時代は、空白空間そのものを価値へ換え、人が歩き、立ち寄り、滞在したくなる空間へ転換していく視点が重要であり、その上で小規模でも効果的

なスモールハード整備とソフト施策を組み合わせながら、まち全体のにぎわいと回遊性へどうつなげていくのが鍵になると考えます。

そこで、次の３点について市の考えをお伺いします。まずは、ビジョンです。市として事業者や関係団体と連携しながら、歩いて楽しい滞在したくなるまちの実現に向け、中心市街地だけではなく、市全体のにぎわいや交流人口の拡大へ今後どのようなビジョンを描いているのか、お伺いします。

次に、スモールハード事業です。国においても、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成を目指すウォーカブル推進政策が進められておりますが、本市においても空き店舗や既存空間を活用した小さな拠点づくりなど、比較的取り組みやすいスモールハード施策が重要ではないかと考えます。

そこで、本市として、こうした施策をどのように進めていくお考えなのかお伺いします。また、市の財政負担軽減の観点から、現在、活用可能な国の補助事業や交付金にはどのようなものがあり、活用した場合、どのような整備が想定されるのか、併せてお伺いします。

次に、ソフト事業です。ウォーカブル、観光、デジタルを組み合わせ、歩いて楽しいまちづくりを進めるため、市民や観光客がまちを巡りながら楽しめる回遊施策やイベント連携など、交流人口の拡大や滞在時間の向上につながるソフト事業について、今後どのような施策を展開していくお考えなのかお伺いします。以上、３点について質問します。

続いて、通告の２点目でございます。物価高騰下における子育て世代支援とリユース循環についてでございます。（１）、家庭環境に左右されない子供の活動機会支援について。近年の物価高騰に加え、中東イラン情勢の影響による原油価格の上昇などから、スポーツ用品、楽器、教材費、遠征や送迎にかかる移動費まで、子供たちの活動に必要な費用は年々増加しております。実際に吹奏楽で使用する楽器については、10年で20万円以上値上がりしたとの報道もあり、学校部活動や地域クラブ活動を取り巻く環境は大きく変化しています。また、先日、大手スポーツ用品店に取材をしてお話を伺ったところ、野球用品や消耗品でもある各種シューズ、スパイク、ウエア、スキー、スノーボード用品をはじめ、ワックスや修理などのメンテナンス用品に至るまで、ここ数年で１割から３割程度価格が上昇しているものもあるとの御意見をいただきました。特に少年野球で圧倒的人気と言われるウレタンバットは、３万円から５万円と高額なため、親御さんの負担も相当大きいそうです。こうした中、保護者の皆様から大谷選手みたいに野球をやりたい、平野歩夢選手みたいにスノーボードをやりたい、三笥選手みたいにサッカー

一を頑張りたいと夢を語る子供たちに対して、やらせてあげたい気持ちはあっても、用具代や遠征費などの負担が大きく悩んでいるという切実な声をいただいています。また、兄弟が増えると続けさせるのが難しい、物価高騰で以前よりも負担が重くなっているなど、家庭環境によって、子供の挑戦する機会に差が生まれかねない現状があります。私は、家庭の経済状況によって、子供たちの挑戦したい気持ちや学び、成長の機会に差が生まれてはならないと考えております。これは、単なる教育分野だけの問題ではなく、子育て支援、地域循環、さらには持続可能なまちづくりにも関わる重要な課題ではないでしょうか。

そのような中、全国の自治体では、小中学校の部活動や地域クラブ活動を支えるため、様々な支援制度が広がっています。例えば地域クラブ活動支援補助金を創設し、スポーツ用品や楽器のメンテナンス費用、熱中症対策用品などに対し数万円程度の補助を行っている自治体があります。また、公認地域クラブを対象に消耗品購入費などを補助する制度や、生徒が地域クラブを地域クラブへ通う際のバス、鉄道などの交通費を補助し、保護者負担の軽減を図っている自治体もあります。さらに、近年は、スポーツ振興くじ助成金などを活用し、クラブやスポーツ施設の用具、設備整備を支援する事例も全国的に増えております。

そこで、お伺いします。当市として、小学校におけるスポーツや運動、学びにつながる活動機会の充実や、中学校の地域移行が進む部活動、地域クラブ活動に対し、備品購入、消耗品、移動支援などを含めた支援補助事業についてどのように考えているのか、お伺いします。

通告の３点目でございます。法律改正を踏まえた安全、安心な自転車利用環境について、（１）、自転車を安全、安心に利用できるルールの周知と子供から高齢者まで安心して利用できる環境の施策についてでございます。本年４月から自転車のルールが厳格化され、自転車は原則、車道通行となりました。しかし、現実には、市内には車道が狭く、交通量も多い危険な道路が数多くあります。特に交通弱者である子供や高齢者が危険を感じながら、車道を走らざるを得ない現状は、極めて重大な課題です。ルールを守るほど危険になるような道路環境をそのままにしておくことは、市民の命と安全を守る行政として見過ごすことのできない問題ではないでしょうか。重大事故を未然に防ぐためにも、子供や高齢者をはじめ、市民が安心して自転車を利用できる環境整備を進めていくことや、新制度やルールを市民に分かりやすく情報発信し、正しく周知していくことも極めて重要です。

ここで市民の皆様からいただいた声を幾つか紹介します。青切符の報道を見て、自転

車に乗ること自体が怖くなり、買物にも行けなくなった。また、今までは、散歩に出かけるおばあちゃんが自転車に乗らなくなり、部屋で過ごす時間が増え、運動不足につながっている。先日、朝のロータリー交差点で御婦人から言われました。歩道に十分な幅がある場所は、柔軟に通行を認めてほしいし、自転車通行ライン内の融雪溝の鉄板や凹凸が滑りやすく危険です。また、通学路周辺は、ルールが分かりにくいいため、子供の安全を最優先に考え、状況に応じて歩道走行も柔軟に認めてほしいなど、切実な声をいただいています。

画像をお願いいたします。ぜひ理事者の皆様に答弁の参考にしてほしいのですが、こちら市内に点在する歩道が広い箇所を少しピックアップしてみました。こちら大町のロータリー交差点付近、自転車と歩行者が安全に擦れ違える歩道の広さ、確保されていることがお分かりいただけるかと思います。こちらは、市役所正面付近の歩道でございます。歩道幅が十分あるんですが、自転車通行ラインがないような状況です。そして、こちらがエルム通りの県道の歩道でございます。これを見ると、自転車通行ライン内が狭いために、すぐお隣にある広い歩道を柔軟に自転車が通行できないものかという疑問が湧いてきます。そして、こちらが市役所横の国道の自転車通行ライン内の状況でございます。これ凹凸が激しく、雨上がりや朝方の路面がぬれている場合は、融雪溝の鉄板の上は、角度を誤ると転倒の危険性があります。実際、私、今まで学生が転倒をしている場面に2度ほど遭遇しております。こちらが通学路でもある五一中前の市道でございます。車道は、自転車通行ラインもなく凹凸で危険であり、交通量も多いことから、安全に歩道内で自転車が押すのか乗るのか、歩行者優先なのか、曖昧な状況ではないでしょうか。道路交通法では、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方については、歩道通行が認められているほか、危険回避の場合も歩道走行が可能とされています。しかし、現在のルールでは、13歳未満の小学生、中学生1年生は対象ですが、じゃあ2年生、3年生の子供たちは対象外ということになる可能性があるし、そもそもこうしたルール自体が市民に十分周知されておらず、不安や混乱を招いている現状があります。だからこそ、今市がやるべきことは、危険路線を把握し、警察と連携しながら、安全に通行できる環境を現実的に整備し、分かりやすく情報発信していくことではないでしょうか。

続けて、画像を御覧ください。安全な環境整備の施策として、危険箇所への自転車通行可の標識の設置等による安全対策の強化があります。この標識でございます。これにより幅の広い歩道も自転車通行が可能となります。また、SNSや広報紙、FM、防災無線等を活用した継続的な自転車利用に関する情報発信とルールの周知も必要です。

続けて、画像を御覧ください。警察庁で導入を推進している自転車ナビラインとナビマークになります。そして、こちらが設置事例になります。これは、自転車が通行する位置や方向を路面標示によって見える化するものであり、自転車利用者だけではなく自動車側にもここを自転車が通るという注意喚起を行うことで事故防止につながる取組として、全国的に広がっている事例でございます。画像終わってください。

そこで、お伺いします。本市として危険路線の把握と分析を進め、警察と連携した自転車通行空間の安全空間の推進、標識の整備、自転車ナビライン、ナビマークなどを活用した安全対策、さらには市民への積極的な情報発信と周知強化を進めるべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。あわせて、自転車利用者だけではなく、例えば市役所本庁舎沿いの国道1つ取っても、信号間が短いにもかかわらず、速度超過と思われる車両が多く見受けられます。自転車や歩行者の安全を守るためにも、防犯灯整備、自動車側への速度抑制、注意喚起を含めた総合的な交通安全対策を進めるべきと考えますが、市の方針をお伺いします。

以上、通告3点に関して、(2)以降の項目は再質問で触れさせていただきます。理事者側の市民に分かりやすい市民目線の答弁をどうかよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから、まず事業者、関係団体と連携しながら、歩いて楽しい、滞在したくなるまちの実現についてのビジョンを描いているかについて、まずはお答えさせていただきたいと思います。

議員、御存じのように、立佞武多の館が大規模改修をしています。あそこには、20億円を超える投資をしております。これが7月10日にリニューアルオープンを行います。まずは、それをきっかけにソフトあるいはスモールハードの施策を組み合わせ、多様な人々の交流や回遊性を生み出すことで、中心市街地の経済活性化と、そして暮らしの質の向上の両立をさせてまいりたいと考えています。当然今リニューアルに当たっては、4階を子供の遊び場、あるいは学びの広場を造っておりますので、観光施設のみならず、市民が日常的に利用できる交流の場となりますので、ぜひとも観光客のみならず、市民も含めて、まずは暮らしの質の向上と両立をさせていきたいと考えております。また、皆様方御存じのように、ショッピングセンターエルム、これは全国的にもやはり非常に有数のショッピングセンターであろうと。県外から市外から、大変多くの方が来ます。でも、結果として、お客の方々は直行直帰なんです。エルムまで来て、エルムを見て、エルムからすぐ帰るというような状況だと私は思っております。であれば、やはりせつ

かくここに来るお客を、ぜひとも中心市街地あるいは五所川原を立ち回るような状況をどうやってつくっていくかということが大事だと思っております。そのためにも市内全域にある、まず魅力的な場所を歩いてもらう。人間中心の空間へと事業者あるいは関係者とやはり再構築をして、ウォーカブルなまちづくりを実現したいという明確な思いを描いておりますので、これをもって答弁に代えさせていただきます。

よろしくお願いします。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 それでは、私のほうから、スモールハード施策についてお答えいたします。

議員御提言のスモールハードとは、広場や緑地を整備する大規模なハード整備ではないと推察いたします。歩いて楽しいまちづくりについて、ハードとソフトが共に連携し、持続的な価値を生み出す必要があると考えられるため、本整備に関しては関係部局と効果的な方法を協議してまいります。補助制度については、事業内容により異なるため、一概には申し上げられませんが、国土交通省が所管する都市再生整備計画関連事業、また中心市街地活性化基本計画を作成し、国の認定を受けた場合は、暮らし・にぎわい再生事業や中心市街地活性化ソフト事業など、関係省庁によるハード、ソフト事業の支援がございます。歩いて楽しいまちづくり構想を活用した場合、他自治体では空間内の滞在を促すために、ベンチ、テーブル、人工芝などを設置する社会実験、コーディネートなどの滞在環境の整備を実施した事例がございました。

以上です。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一朗経済部長 それでは、歩いて楽しいまちづくりに向けたソフト事業についてお答えをいたします。

立佞武多の館を中心に観光客を周遊させるため、体験型の観光コンテンツ造成に取り組んでまいります。観光においては、人も観光資源となり得ますので、事業者と連携し、それぞれの持ち味を生かしながら、まち全体を活用した五所川原ならではの体験を提供することができれば、インバウンドにとっても大変魅力的な観光コンテンツの造成につながるものと考えております。また、QRコードやAIなどデジタルを活用した受入れ環境整備を行うことで、観光客の満足度の向上につなげていきたいと考えております。さらに、観光コンテンツを造成するだけでなく、実証あるいは情報発信を行うことも重要であると考えます。

そこで、旅行会社、メディア、インフルエンサーを招聘して、モニターツアーの実施

やエージェントセールスを通じて実証を行い、体験をSNS投稿などによって情報発信し、認知度の向上に努めてまいります。このように、体験コンテンツを増やし、観光客の滞在時間を延ばすこと、あるいは戦略的な情報発信が当市における経済波及の効果が大きくなるものと考えてございます。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 地域クラブ活動に対する補助事業についてお答えいたします。

現在は、指導者の資質向上などを図るため、研修会の開催や指導者確保のために、資格取得に対する支援、さらには学校体育施設を優先的に無料で利用できるよう配慮しているところであります。今後、国の補助事業である部活動の地域展開等推進事業、これを活用し、地域クラブが将来にわたって自律的な運営を行えるよう、各種支援を検討してまいります。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 安全、安心な自転車利用環境整備と、自転車や歩行者の安全対策についてお答えいたします。

危険路線の把握については、市民から寄せられる御意見、御要望を受け、市が現地調査を行った上で、青森県公安委員会など関係機関と協議を行い、対策の検討を行っております。また、標識の設置については、設置者である青森県公安委員会と協議し、歩道の改修や整備とともに検討していくこととなります。自転車ナビライン、ナビマークについては、現在のところ設置予定箇所はございませんが、危険路線の状況や市民からの御要望を踏まえ、検討してまいります。なお、通行量の多い路線につきましては、自転車や歩行者の安全確保のため、運転者への速度抑制や注意喚起を含めた総合的な安全対策に努めてまいります。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 市民への分かりやすい情報提供、周知強化についてお答えをいたします。

自転車の交通ルールの遵守を図ることを目的として、令和6年に制定されました道路交通法の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行され、自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が適用されているところでございます。市では、この制度についてホームページやラインを通じた周知を行うとともに、交通安全対策協議会や交通安全母の会などを通じ、五所川原警察署をはじめとする関係機関と連携して自転車利用者にも、自動車のドライバーにも、さらなる周知を行い、交通安全対策を図ってまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。それでは、再質問していきたいと思っています。

スモールハード施策、ソフト事業について答弁していただいたんですが、構想の実現については、施策を進めるだけではなく、その効果を客観的に把握し、検証と改善を繰り返していく姿勢も重要であると考えます。

そこで、(2)のEBPMの活用について質問したいと思います。近年は、中心市街地のまちづくりに限らず、観光、交通、教育、福祉など様々な分野で客観的なデータや根拠に基づいて政策を立案する、検証するEBPMを活用する自治体が増えてきています。特に観光やまちづくりの分野では、人が集まる場所をつくるだけではなく、人が歩き、滞在し、回遊するまちをどう設計していくのが重要です。例えば徳島市の阿波踊りでは、人流データを活用し、人がどこを歩き、どこに滞在しているのかを分析することで、観光施策の効果検証や来訪者の回遊促進につなげています。本市においても、人流データ、滞在分析などを活用した人が歩くまちづくりに向けて、EBPMの導入検討をするべきと考えますが、いかがでしょうか。質問します。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一朗経済部長 お答えいたします。

観光分野におけるEBPMは、社会情勢や地域経済などの課題、問題点を洗い出し、それに適した観光施策を立案する上で重要であると認識をしております。これまでは、観光スポットのシーズンピーク時や立佞武多のまつり開催時の入り込み客数などの調査は行うものの、それに付随するデータの分析は難しいと考えられてまいりましたが、ICTやAI技術の発展からビッグデータが活用できるようになってきておりますので、どこから来訪されたか、どの年代の方が来ているか、あるいは市内をどのように動いているかなど、人の流れを可視化することが可能となっております。また、データを用いて効果測定を行うことで、人が歩くまちを形づくる根拠になるものと考えております。EBPMの導入及び活用につきましては、費用対効果などを考慮しながら、今後検討をしてまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。先ほどのソフト事業の答弁の中でも経済波及効果というお話がございました。今までの経済波及効果、来場者数などを基にした大まかな推計が中心であり、実際にどこを歩き、どこで消費したのかまで把握することは難しかった面があります。しかし、今後は、EBPMや人流データを活用をする

ことで、滞在時間や回遊性、消費行動などをより詳細に分析でき、今まで以上に根拠のある経済波及効果等の算出が可能になることが考えられます。根拠のない数字が独り歩きしないためにも、ぜひEBPMの活用を検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、(3)、立佞武多の館を核とした観光交流拠点づくりについて質問したいと思います。7月10日、立佞武多の館がリニューアルオープンを迎えます。一方で、市民の皆様からは、20億円をかけた整備がこれからの五所川原の観光やまちづくりに本当につながるのか。また、楽しみではあるが、以前と比べ何がどう変わるのかが見えにくいといった期待と不安、両方の声が寄せられています。今回のリニューアルで以前と大きく変わった点の一つが4階フロアに子供たちの居場所として遊びと学びの広場が整備され、その中に教育支援センターが開設されることです。

この項目では、4階フロアがもたらす観光交流拠点としての在り方について質問したいと思います。私は、この整備の意義は、単なる子育て支援にとどまらず、地域の未来を担う子供たちの交流拠点づくり、さらには観光拠点そのものの価値向上にあると考えています。観光拠点と子供の居場所で参考となるのが函館蔦屋書店の取組です。行政、まちづくり関係者の視察でも度々名前が挙がる函館蔦屋書店は、本屋と観光交流施設、そして子供空間を融合した成功例として全国でも有名であり、観光客専用施設ではなく市民の日常利用があることで、観光客の滞在やにぎわいにもつながる市民と観光が共存する空間を実現しています。函館蔦屋書店が優れているのは、何かを強制されない空気感がある点です。不登校支援においても、勉強だけを求めず、ただいることを認め、周囲に普通の人の営みがあり、社会と緩やかにつながれる環境は、学校復帰以前の段階にある子供たちにとって非常に重要だと言われています。逆に、閉鎖的で支援対象者だけが集まる空間は、周囲との隔たりや心理的な壁を生みやすく、社会との接点を狭めてしまう懸念もあることから、観光施設の中だからこそ、私は誰もが自然に過ごせる開かれた居場所として整備していく姿勢が必要ではないかと考えます。だからこそ、立佞武多の館についても、不登校支援を含めた多様な子供たちがただいることができる開かれた居場所として、親子や市民、観光客が自然に集い交流する、五所川原らしい学びと交流の拠点としてどう育てていくかが重要ではないかと考えます。

特に4階の活用は、子供の居場所づくりと観光拠点機能を融合させることで、他自治体にはない五所川原独自の価値を生み出し、国内外から人流や関心を引き込む新たな交流拠点へと発展する可能性を秘めていると考えます。今回整備された4階フロアを核として、立佞武多の館を市民の日常利用と観光客の滞在が共存する交流拠点へ育てていく

ことが、私は重要ではないかと考えますが、市は今後どのようなビジョンの下、活用を進めていく考えでしょうか、質問します。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 リニューアルする立佞武多の館、新たな交流拠点として市のビジョンということで御質問にお答えをさせていただきます。

立佞武多の館は、2004年の開館から20年が経過し、経年に伴う設備の改修と、地域交流拠点としての機能を一層充実させるため、大規模改修工事を進めてきたところであります。このたびの大規模改修は、国内外からの観光客や市民がより快適に利用できる施設へとアップデートしながら、新たに親子や中高生の居場所として遊びの広場、学びの広場を整備することで、当市独自の観光交流拠点づくりにより新たなにぎわい創出を目指しているところでございます。ただいま議員から御提案のありました成功事例を参考にしながら、観光施設としてのみならず、市民が気軽に集える場として、教育あるいは文化、福祉など、多様な機能を持ち合わせた複合施設として活用することで、経済効果はもとより、地域の活性化にも大きな効果をもたらす可能性があると考えております。今回のリニューアルを契機に、より人が集い、つながり、地域を元気にする交流の核として、五所川原市の持続可能なまちづくりに寄与する拠点となる施設を目指してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。ぜひ様々なこれから施策、打っていただいて、よりよい市民の交流の場、立佞武多の館にしていきたいと思いますと思っております。

先日、教育支援センターの先生方と意見交換させていただきました。その中では、実際に運用していかなければ様々な課題も見えてこないため、利用者の声を聞きながら、改善を重ね、よりよい居場所を育てていきたいとお話がありました。私もその考え、非常に重要だと考えております。今回整備された4階フロアは、単なる子供の居場所や教育支援の場にとどまらず、市民と観光客が自然に交わり、地域の日常と観光が共存する新たな交流空間となる可能性を秘めています。また、この取組は、完成したら終わりではなく、利用状況や滞在時間、交流の広がりなどを継続的に検証しながら、改善を重ねていくことで、さらに価値を高めていくことが重要です。20億円を投じたりリニューアルが施設の改修だけで終わるのではなく、人が集まり、人が育ち、人と人がつながる拠点として、市民にも観光客にも愛される五所川原らしい交流拠点へ発展していくことを期待しております。よろしくお願いいたします。

先ほど紹介した函館蔦屋書店では、冬でも行きたくなる、夜でも滞在したくなる空間づくりを通じて、人の交流や回遊を生み出しています。雪国においても、単に施設を整備するだけではなく、冬や夜でも人が歩き、滞在したくなる環境づくりが中心市街地のにぎわいや交流人口の拡大につながる重要な視点ではないでしょうか。

続いて、(4)、冬のまち歩きと交流人口の拡大について質問します。冬期間は、外出機会が減少し、中心市街地のにぎわい低下にもつながっております。しかし、本市には、豪雪や冬景色など、見方を変えれば、雪国ならではの魅力や資源がたくさんあります。だからこそです。冬を課題ではなく地域資源として生かす視点に加え、イルミネーションやライトアップ、夜間イベントなどにより冬でも歩きたくなる空間づくりを進めることが交流人口拡大につながる施策として重要ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。質問します。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 冬場のまち歩きの施策についてお答えいたします。

冬の雪あるいは寒冷な気候は、市民生活に負担を強いる課題である一方、観光や地域活性化の観点からは、ほかにはない地域資源となり得る可能性があるとの認識をしております。冬の強みを生かした全国的な知名度を誇る津軽鉄道ストーブ列車を活用したまち歩きにつながる仕掛けづくりや、雪に触れる体験コンテンツの造成と効果的な情報発信を行うことで交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。今後の冬の観光施策におきましては、雪を克服すべきものから地域特有の観光資源へと発想の転換を行い、五所川原ならではの持続可能な観光地づくりと地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ありがとうございます。

それでは、(5)、夜のまち歩きとにぎわいの創出について質問します。夜のにぎわい創出を考えた場合、本市の観光拠点である立佞武多の館と広場についても、夜間営業や夜間限定のライトアップ、映像演出、地元飲食と連携したナイトイベントなどを実施することで、夜も立ち寄りたくなる観光拠点として活用し、中心市街地への回遊促進につなげるべきと考えます。

そこで、伺います。夜の魅力を生かしたまち歩き、にぎわいの創出に向けた施策についてどのようにお考えでしょうか。質問します。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 夜のまち歩き、にぎわいの創出についてお答えをいたします。

魅力ある夜の観光コンテンツの開発や、夜の回遊性向上に向けた取組は、当市の観光客の宿泊や滞在時間の延長、さらには地域経済の活性化を図る上で極めて重要であると認識をしております。

しかしながら、当市におきましては、年間を通じた夜のにぎわい創出や、宿泊客が夜のまち歩きを楽しめるコンテンツの拡充が課題となっております。今後は、地域の食や人の魅力に触れながら、立佞武多の館を中心に夜の回遊性を高めるまち歩きの推進について、関係団体、また庁内関係部局と協議を進めてまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 これからは、冬だから人が減るのではなく、冬だから行きたい、夜だから歩きたいと思っていただける体験価値をいかに地域全体で創出できていけるかが重要だと思います。立佞武多の館を中心に光と雪、食、文化を組み合わせた体験型コンテンツを磨き上げて、交流人口の拡大と中心市街地の回遊促進につなげていただくことを期待したいと思います。

それでは、(6)の五所川原ブランドを生かした地方創生について質問したいと思います。歩いて楽しいまちづくり構想は、中心市街地を整備するだけではなく、市全体を歩いて楽しめる観光交流空間として捉える視点が重要ではないでしょうか。これからは、地方の時代であり、地域の魅力をどう磨き、どう発信するのが極めて重要です。例えば金木地区の歴史文化、市浦地区の自然食、景観など、それぞれの地域資源を生かし、市全体への人の流れが広がる回遊型のまちづくりへ発展させていくことこそ本市の地方創生につながると考えます。雪国文化や立佞武多、農村風景など、食も含め、本市ならではの魅力に物語性を持たせ、SNSや動画を活用しながら、行ってみたい、歩いてみたいと感じてもらえる五所川原らしさを市民、事業者、観光客が一体となって発信し、五所川原ブランドを育てていく視点が重要ではないでしょうか。その上で、市として中心市街地だけではなく、金木、市浦も含め、市全体の一つの観光交流エリアとして捉え、地域資源の磨き上げと情報発信を一体的に進める地方創生戦略について、どのようにお考えでしょうか。質問します。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 お答えいたします。

当市が誇る多様な地域資源を五所川原ブランドとして磨き上げ、広く発信していくことが地方創生の核となる極めて重要な戦略であると認識をしております。その戦略として、まず第一に国内外に向けて五所川原市の知名度向上を図る必要があります。その先に五所川原市または五所川原産といった地域ブランドの確立がなされていくものと考え

られることから、当市観光のキラコンテンツとも言える立佞武多を活用し、全国に向けた情報発信を強化してまいります。また、地域ブランドが確立されることによって、物産などの地域資源がこれまで以上に全国へ展開されていくことになるため、生産者による品質の向上がより一層図られることも期待できることから、中心市街地のほかにも金木、市浦を含めた市一体となった地域ブランドを生かした観光戦略を展開してまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 地域ブランドの確立というのは、単なるイメージ戦略ではなく、地域資源の販路拡大、観光誘客を通じて生産、加工、販売、観光など幅広い分野の雇用を生み出し、地域経済の好循環へとつながる重要な投資であると考えます。以前から私、この議会でも取り上げてきました当市発祥の赤〜いりんごに関しても、国内外にも販路を伸ばせる、私はブランド力を持っていると感じております。担当課のブランド確立戦略に期待をしたいところでございます。これからの地方の魅力そのものが選ばれる時代になっていくと考えられます。今回、私は、歩きたい、立ち寄りたい、滞在したいと感じる滞留拠点の創出の質問をしました。例えば雪国文化や立佞武多、食など、本市ならではの地域資源を生かしたカフェ、物販、交流拠点、雪国体験、アート、観光案内などに挑戦する起業家を、市内だけではなく、県外、全国、海外から積極的に募集していく考え方も必要です。今までも家賃補助などの創業支援制度等はありませんでしたが、制度を用意して待つだけではなく、人材確保にも限界が来ているのではないのでしょうか。

一方で、五所川原市が新たに採用した地域おこし協力隊については、ウェブメディア等を活用し全国へ発信したことで、非常に優秀な人材確保にもつながっています。最近では、内閣府の地方創生SDGs官民連携プラットフォーム、また農林水産省のイナカム、また地方創生人材マッチングのOtanomihのほかにも、官民連携による地域共創プラットフォームで有名な浜松市のハマハブ！も他自治体の先進事例として参考になるはずです。このような地域課題と起業希望者を全国でつなぐ仕組みも広がっていることから、本市においてもこうしたプラットフォームや国の支援制度を積極的に活用しながら、家賃支援や改修費補助、さらには伴走支援を組み合わせることで挑戦しやすいまちとして全国へ発信し、空き家、空き店舗、空きスペースを生かした滞留拠点づくりと起業支援を一体的に進めていく必要があるのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。質問します。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 ただいま滞留拠点づくりと起業支援の一体的支援、これを進めて

挑戦しやすいまちとして五所川原を発信してはどうかという御質問にお答えします。

現在のところ市の空き店舗を活用した事業は、中心市街地での創業を支援する創業等支援家賃補助事業を実施しておりますが、全国に向けての起業希望者の呼びかけ、あるいは移住者の起業創業に伴う追加支援は行っておりません。ただいま議員の御提案のように、プラットフォームを活用し、広く起業希望者を呼び込むための情報発信、空き店舗などを活用した滞留拠点づくり、起業に係る支援の拡充などによって、挑戦しやすいまちづくりに向けた取組は、大変重要な視点であると考えます。今後は、市内に限らず、全国から起業、創業者の受入れや、中心市街地活性化ビジョンと連動した支援について検討してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ本市独自の取組として滞留拠点づくりを支援する、例えば五所川原チャレンジ拠点創出事業のような制度も検討していただければと思います。また、補助金を交付して終わりではなく、事業計画の磨き上げや情報発信、関係者とのマッチングなど、伴走型の支援にも積極的に私は財源を投入し、挑戦する人を地域全体で支える仕組みづくりが必要ではないかと考えます。どうかよろしくお願いいたします。

続いて、通告2の再質問に移らせていただきたいと思います。(1)の再質問でございますけれども、国の補助事業という御答弁があったんですけれども、その内容について詳しく教えていただけますか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 国の補助事業である部活動の地域展開等推進事業の内容についてお答えいたします。

この当該事業ですけれども、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応に要する経費として、人件費、賃借料費、委託料、あと補助金とかもありますけれども、そういったもろもろの予算に対する助成の補助事業となっておりまして、補助割合がこれ10分の10となっております。また、経済的困窮世帯への支援につきまして、地域クラブの活動に伴う参加料及び保険料を対象経費としております。具体的には、生徒1人当たり年額2万4,800円を上限とし、補助割合が、これは2分の1となっております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 今の事業についてですけれども、例えば地域クラブが使用する共用用具の購入等は、対象になっているんですか。要は、生徒個人が使用する用具購入費であるとか、例えば楽器購入費の活用というのは、その事業は活用できるんですか。質問します。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 生徒個人に係る、例えば備品とか消耗品に関しては、補助の対象外となっております。全体でスポーツとしてかかる消耗品に関しては、補助対象内となっております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 部活動の地域展開というのが今進んでいる中で、参加費も含めて、もう用具代、移動費など、保護者負担の増加、非常に懸念される状況かと思うんです。これは、地域クラブのみならず、小学校、中学校の子供たちが経済的な理由によって活動機会が失われることのないよう、困窮世帯も含めた市独自の支援を私は検討するべきではないかと考えますけれども、佐々木市長、御意見ございますか。質問します。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 確かにこれは、国の施策によって、地域クラブへの移行ということが出されております。実際移行した場合、非常に個人的な負担が多くなることは、もう目に見えております。そのことを考えると、経済的な負担が大きいからといって、子供たちのクラブ活動が制約されることがあっては私はないと思っています。これは、国の施策であると同時に、我々の地域の子供たちが地域のやはり財産なんです。そのことを考えると、学校の勉強もさることながら、クラブ活動、スポーツあるいは文化活動を通して、人間形成をしていくものだと思っています。勉強以上にその活動が人間の形成には欠かすことができない、私は重要なものだと思っていますので、国でこれこれの範囲だということをもって、じゃ地方の我々の自治体はその範囲でしか活動に対する援助ができないということになって、それが足かせになって活動ができないという子供たちが出ないように、しっかりとこれは市としても、予算が必要なものであれば予算を検討しながら、地域のクラブ活動をしっかりと支援していかなければならないと私は思っております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 市長、答弁ありがとうございます。少子化が進む今だからこそ、子供への投資、未来への投資ではないでしょうか。経済的な事情にかかわらず、全ての子供たちが学び、スポーツ、文化活動に参加できる環境整備をしていただけることを期待して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

(2)のリユース循環社会に向けた施策についてでございます。私の母校である五所川原市立南小学校では、PTA主催のスキー教室で卒業生が学校に残していったスキー用品を保管し、道具を持たない児童へ貸出しする取組が行われています。これは、物を

大切に使う心や、地域で支え合う意識を育む、地域ならではのリユースの実践事例だと感じています。物価高騰や人口減少が進む中、スポーツ用品や学用品、制服などを地域で循環させる仕組みづくりは、子育て世代の負担軽減だけではなく、物を大切に使う意識や地域で支え合う心を育てることにもつながるものと考えます。こうした中、近年、全国の自治体では、ごみ減量や地域資源の有効活用を目的に、官民連携によるリユース循環の取組が広がっています。

例えば地域内で不用品の再利用を促進するリユース事業者である株式会社ジモティーが行うジモティー自治体連携は、まだ使えるものを捨てずに地域内で譲り合い、再利用する仕組みを自治体と一緒に作る官民連携事業です。現在、全国270を超える自治体が連携し、家具、家電、子供用品、スポーツ用品などを地域住民同士で譲り合うリユース拠点の整備や、自治体が粗大ごみとして回収した、まだ使えるものを再利用する仕組みなどがあります。実際に川崎市では、年間約638トンのリユースと約6,700万円のごみ処理費削減効果があったとされています。また、青森県内では、弘前市が2020年12月にジモティー自治体連携協定を締結し、ひろさきリユース促進掲示板や衣類回収ボックスに加え、官民連携によるリユース推進にも取り組み、市ホームページやごみ収集アプリ、広報紙などを活用しながら、捨てる前に譲る、再利用する意識啓発を進めています。また、インターネット利用できない高齢者にも配慮し、アナログ型掲示板も設置しております。

そこで、お伺いします。当市としても、他自治体の事例を参考にしながら、地域密着型のリユース事業者との官民連携によるリユース循環の仕組みづくりなど、地域内で様々な資源を循環させる施策について検討する考えはないのか質問します。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 地域循環型のリユース施策、官民連携による仕組みづくりについてお答えをいたします。

当市では、これまで循環型社会の形成に向け、資源リサイクル品の分別回収に加え、プラスチック製容器包装の分別収集事業など、廃棄物の適正処理と資源の有効活用に取り組んでまいりました。御提案いただきました地域循環型のリユース施策につきましては、使用可能な物品を有効活用し、廃棄物を減らしながら、地域経済の活性化を図るという重要な施策であると認識をしております。特に官民連携による仕組みづくりにおいては、民間事業者が持つノウハウやネットワークを活用することにより、より実効性の高い施策展開が可能になると考えますので、前向きに検討を行ってまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ前向きに検討をしていただくことを期待したいと思います。

残り5分です。通告3の再質問を少ししたいと思います。国から配分される交通安全対策特別交付金というものがあります。これは、その範囲内で自転車走行のラインとかナビラインの整備ができるというふうに考えられるのですが、例えば10年、15年ぐらい前から現在までの予算配分の推移、大体どれぐらいになっていますか。これ分かる範囲で結構です。質問します。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 交通安全対策交付金の現在までの予算推移についてお答えいたします。

平成22年度に交付された交通安全対策特別交付金が923万1,000円で、昨年度の交付額は506万7,000円となっており、15年で416万4,000円の減額となっております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 今まで交付金が416万円減少をしてきていると。私、減少を理由に交通安全対策の整備が後退することというのは、あってはならないと考えているんですが、それ以外で一般財源を含めどのような財源を活用して、例えば白線とか、そういうものの安全対策を進めているのか。例えば一般財源であるとか道路維持管理費、地方交付税措置を受けたものであるとか、県の補助金、県事業との連携等々もあると思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 交通安全対策交付金が減少する中、当該交付金のみに依存する維持管理体制から関連部署との連携強化と横断的な財源の組み合わせ、また効率的な持続可能な維持管理体制を構築できないか模索してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 交通安全対策特別交付金、大幅に減少してきていると。従来財源だけに頼る維持管理というのは、私は限界に来ているのではないかと考えるんです。例えば通学路の安全、防災、道路DX、デジタルです。そして、高齢者安全対策など、私は、横断的な財源を組み合わせた新しい道路安全管理へと転換すべき時期に来ているのではないかと考えます。財源不足を理由に安全対策を後退させるのではなく、市民の命を守る未来への安全投資として柔軟な財源確保と部局横断的な支援を強く求めます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。少し時間残りしました。ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 41 分 休憩

午後 1 時 02 分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

22番、山口孝夫議員の質問を許可いたします。22番、山口孝夫議員。

○22番 山口孝夫議員 市民の声を聴く孝志会の山口孝夫です。前回、3月議会に続きまして、今回も雪の問題を取り扱いたいと思います。

昨年、今年にかけて、雪に携わる市関係者、そしてまた町内会、そしてまた多くの市民の方がこの豪雪により大変な思いをしたと思います。その方に改めて敬意を表したいと思います。まず、一番先に、降雪の対策について、質問いたします。昨年、今年度、除排雪にかかる費用は、昨年度は12億円、今年は14億円、合わせて26億円を費やしたと報告を受けております。地球温暖化の影響は、日本海の海水温の上昇により、我が県にも多大な雪の被害が及びました。そしてまた、五所川原においては、前回質問いたしましたけれども、60年ぶりの雪で錦町の偉人堂というところが壊れました。その際も、いろいろ多数の方にお世話になりまして、崩壊したところを取り戻すことができました。今回のような豪雪による被害は、これからも毎年来るといふふうに考えていかなければならないと思います。降雪と書きましたけれども、本当は豪雪でありまして、降雪は私は今回の今年の雪、毎日のように降る雪に対して対応してまいりました。その意味で降雪とありましたけれども、この積もった雪が屋根まで上がり、軒の被害がかなり多かったと聞いております。そしてまた、今回の雪が県道、市道に関わる部分で、そういう部分に対して市のほうでは恐らく工区分けをしていると思います。大事なものは、工区分けして、重要度に応じて色分けをすることが必要ではないかと思います。これが恐らくあるとは思いますが、そういうことがあって、そしてまた小さい狭い道路の雪が優先されるか、そうではありません。排雪ができて、初めて細い道路の雪が除雪ができるかと思います。そういう意味で、市内、五所川原市全体の、特に私は市内に住んでおりますので、その辺の重要度に応じた町内であれば町内の工区、そういうものを明記して示しておくべきではないかと。要するに、現状を見える化することです。このようなことで、来るべき冬期に対してどのような、その対応について関係部長の答弁を願います。

次に、市内堰、五所川原は堰と言うとおり、五所川原堰がいっぱいあります。その堰の中でも建物を堰の上に建てている部分もあります。それを壊すとかということではありません。だけれども、建物もなく、何本もの堰が町なかにはかなり多くあります。そのことによって、悪臭、そしてまた蚊など、いろんなそういうものが発生して、非常に健康上も悪いし、蚊に刺されることもあるし、その部分をずっと、ずっととといいますか、放置されている状態であります。町内会に行きましたら、その苦情がありました。それは、1か所に限らず、五所川原の中においては建物が建っていないところの堰も、何本かある場合はそれを統合して、そうすればそこにいろんな意味で空き地が生まれ、排雪もやりやすくなるのではないかなと思っております。そういう意味で、堰の水たまりによる対策を市のほうではどのように考えているか、答弁願いたいと思います。

1回目の質問をこれで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○古川清彦建設部長 除雪、排雪を工区の重要度に応じた見える化できないかについて、まずはお答えいたします。

現在、当市では、青森県が主体となり、県内市町村と連携し、除排雪D Xの実用化に向け取り組んでおります。内容は、除排雪の軌跡、稼働履歴、位置情報の把握など、デジタル技術とデータを活用した除排雪業務体制の変革であり、除排雪を見える化し配信する取組でございます。当市でも除排雪の効率化として、委託業者の作業状況の可視化や作業日報のデジタル化を進め、職員の作業効率を向上させる取組をしてございます。また、重要度の高い工区については、主要幹線道路を直営とJ Vで担当しており、将来的には除排雪の進捗状況を市民の皆様に分かりやすく公開することを目指し、見える化についても検討してまいります。

続きまして、放置された堰における悪臭及び虫対策についてお答えいたします。市内堰の一部には、農業用水が流れておりますが、水が流入していない堰においては水が滞留し、悪臭や蚊などの虫の発生源となっている場所はございます。このような場所については、現場確認を行った上で除草やしゅんせつによる対応を行ってございます。また、恒久的な対策としてコンクリート製品による水路整備を行い、流れを改善することで水たまりの解消も行っております。また、山口議員の堰の統合についても、広田地区においては、今現在、堰の統合も進めてございました。

以上です。

○木村 博副議長 22番、山口孝夫議員。

○22番 山口孝夫議員 それでは、2番目の市内堰の水たまりによる悪臭の件ですけれども、ただいまよく聞き取れなかったんですけれども、要は堰の統廃合をすることによって、例えば町なかであれば、流雪溝を入れることによって、流れるか分かりません。だけれども、それを入れることによって、雪を投げられる面積がかなり広くなると思うんです。だから、これは、やっぱり一石二鳥ということの考えにして、その辺合っているのではないかなと思っていますので、特に私が見た限りにおいては白生会の右側、教育会館ですか、その間のところとか、上流側とか、さらにみずとみどりの小公園、そういうところとかあります。草が生えていけば生えているほど、いろいろやりにくい面があるかと思うんですけれども、やっぱりそういう場所をきちっとやっておくことが必要だと思います。今回の質問に当たり、例えば建てている家の人のことをどうすんだかとあります。もちろん建築確認を取らないで建てたこともあるでしょう。そのことの取壊しとか、そういうことはしゃべっているんでなくて、やっぱりそういうところに住んでいる人はもちろん蚊とか発生しますので、実害はその人たちにいくわけでしょうけれども、でもやっぱりこれは日本海の海水温が上がっている現状を見ると、来年、再来年とまだまだあると思うんです。去年と今年で26億円もお金を使っている。やっぱりそういう部分は、ある意味では町の中だと、そこに住んでいる人たちがそういう場所に、近くに投げられるところがあれば、役所に頼らずとも自分たちで投げられるわけですので、その分を十二分に御理解の上、進めていってもらいたいと思います。

それは、それですが、あとは、それは堰の問題についてはこれで終わりたいと思います。

まず、降雪、豪雪の対策についてですけれども……

○木村 博副議長 山口議員、何で順番にやらないんだ。

(「順番でやらないというのは、2番目の市内堰の水たまりの件については関連していましたので、1回目の質問のほうの降雪の対策のほうに入れて質問したいと思いますので、よろしいですか」と呼ぶ者あり)

いいですよ。どうぞ。

○22番 山口孝夫議員 許可を得ましたので。まず、降雪、豪雪の対策について、私の経験上言いますと、私は町なかの柏原というところなんですけれども、私のうちのところがちょうど大きい流雪溝、カルバートの大きいやつが入っていきまして、そこにポンプ2台ついて1台で流しています。私が見るには、大分水が流れております。それをポンプアップして駅側のほうに送っています。その水を見る限りにおいては、恐らく5%も使って

いるのかなというぐらいです。あとは、そのまま下流に流れていっております。ということは、せっかく五所川原が堰のまちということは、堰を利用することによって五所川原の市内がもっと有効に除雪、排雪の役目をできるということを考えれば、非常に有効な手段ではないかと思うのであります。

そこで、市内の流雪溝を流れる流入水の経路、それから流入量、そして春、夏、秋、冬の現状、岩木川から来る水と聞いていますけれども、それがどういう形で入ってきて、最後の末端のほうまで流れているのか、そのことについて基礎的なことになりますので、御答弁願いたいと思います。

○木村 博副議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 そうすれば、流入水の現状及び施設の流入量についてお答えいたします。

冬期間の消流雪施設の水源として、岩木川より毎秒0.9立米の水をくみ上げ、雨水幹線や堰などへ分配し、中継ポンプ施設により消流雪施設へ現在は送水してございました。以上です。

○木村 博副議長 22番、山口孝夫議員。

○22番 山口孝夫議員 ありがとうございます。基本的には、岩木川から市内の流雪溝のほうに毎秒0.9立米。0.9立米といいますと、1分間に言うとな54トンの水です。水の量からすると、非常に大量の水であります。この水がどれくらい有効にされているかということになっていきますけれども、流入量分かりました。春、夏、秋、冬も分かりました。ありがとうございます。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。次に、流雪溝を通して流れてくる水を分配する、市内の全域にわたってポンプがあるわけですがけれども、私のところは夜中になると水が例えば少ないとき、ゴワゴワと音がするんです。でも、これまだ都会の電車と同じで、聞き慣れれば、そう苦になりません。それは、さて、冗談におきまして、ポンプの位置、そして設置数、そしてまた流出させる方向とポンプの能力はどのようになっているのか、分かる範囲でお答えください。お願いします。

○木村 博副議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 ポンプについてお答えいたします。

流入水を分配するポンプは、取水する雨水幹線に隣接し9か所設置されてございます。主に国道339号及び国道101号に設置されてございます。消流雪施設へ毎秒0.01立米から0.15立米の流量で送水しております。全体の流れといたしましては、南から北へ流れております。

以上です。

○木村 博副議長 22番、山口孝夫議員。

○22番 山口孝夫議員 ちょっとうまく聞き取れなかったんですけれども、0.9平米の水が流れてきて、ポンプの設置数が9か所と言いました。国道の部分がちょっと分からなかったんですけれども、0.9立米が国道というのはどちらの方向なのか、ちょっと意味が分からないんですけれども、そこちょっと聞き取れなかったので、もう一回答えてください。

○木村 博副議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 まずは、国道の101号線のほうの雨水幹線から101号沿いにポンプが集中してございます。

○木村 博副議長 22番、山口孝夫議員。

○22番 山口孝夫議員 次に、流出する水を分配するポンプの位置、そして設置数、流出させる方向とポンプの能力はどうなっているのかというのは、さっきしゃべりましたけれども、今この中では恐らく説明がなかなか難しいと思うんです。これを私なぜこういう質問したかというのは、要するに現状が見える化することが必要だと思うんです。私前日も聞きました。でも、聞いていても説明になっていません。大事なのは、0.9立米、1分間に54トンという水がどのように全体として流れているか、そのことが大事ですので、そのことを踏まえてきちっと現状が見える化する形を、雪が間近になると大変でしょうから、今のうちからやっぱり準備して、現実に見える化することが非常に大事だと思うんです。これは、なぜかといいますと、そこに住んでいる住民の方々がそこまでいくに大変な苦勞しているわけです。果たして1分間に54トンもある水がどれだけ有効に流れるか。流れることによって、身近にある場所を身近な市民がそこに雪を投げられるということなんです。ということは、取りも直さず除雪、排雪、市民がやる人はやるんです。やっぱりやっている人はやるんです。その点を踏まえて、見える化する、マップ化、現状が見える化することをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。この質問はこれで終わります。

次に、流雪溝内の流雪水の流れる現状、見える化することによって、除排雪作業に苦勞している人には、すごく市民の方には大きく貢献すると思います。そして、また流入水が流雪溝を流れていますけれども、実は流雪溝とポンプの関係で、私、十数年前、元町の関係の方から、町内会の副会長やっている人が「おらほのポンプ、水をためるところあって、ポンプ何も利かねはんで」と、ポンプ何も利かないからと見に行きました。そのこの地区は、やっぱり床下浸水しました。見たところ、そこにポンプが設置されていて、

ポンプが利かない。近くには、すぐそこには流雪溝がある。これについては、私見て、これあれだなと思って、ポンプは要らない。水たまりに、流雪溝にパイプを150ミリかな、それつなぐことによって床下浸水が避けられたという、私がそういうふうに指導してやったこともあります。その関係もあって、現在、流れている流雪溝の中に越流堰とあるんですけれども、水が越える堰、それを設けることによって、ポンプは使わずとも市内の中に分配することができるんです。それは、電気もかかりません。分配することによって、水位が上がれば、おのずとそちらに流れていくわけです。そんなことがやっぱりお金をそんなに多くかけずとも、故障もなくできるかと思いますので、考慮して、考えていただければなと思っております。この問題については、前回も今回も、まだこれから考えるべきことであって、大変かと思いますが、私も幾らかでもお手伝いしますので、そういう越流堰、今日は専門の方も来ているかと思いますが、ぜひとも必要ですので、お金をあまりかけないでできることですので、そんなことをやっていただければと思っています。ということで、この件についていろんな見解がありましたら、答弁願いたいと思います。

○木村 博副議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 越流堰に関してでございます。角落しのことだと思われるんですけれども、もしそれであればポンプ施設は利用しなくても、確かに越流堰の設置は可能でございます。

ただし、上流部の冠水リスクとかもございますので、私どもも有益であるとは認識してございますので、まずは現状の利用状況を含め、現地の調査を行った上で進めてまいりたいと思います。

○木村 博副議長 22番、山口孝夫議員。

○22番 山口孝夫議員 今回、前回とこういう質問したのは、先ほども申しましたけれども、26億円というお金、来年もまたよしんば12億円、13億円使うという、3年間で36億円使うという、ただ流雪溝だけということではないんです。一部のことなんです。いろんな面で、そういうこともやっぱり必要ですし、それから雪に関しては投げる場所、雪を投げるというか捨てる場所、その距離が近いことによって、ダンプが並ばなくてもぐんぐん回って、効率よくできる場面もあるし、雪に関してはこの先、我々も、しかしこの先の我々の子供たちも、これ避けて通られない問題ですので、我々の時代にできるだけよい環境をつくって渡したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あわせて、雪の関係者で、市長、部長はじめ、多くの雪対策に携わる人の御苦勞を考えれば本当に感謝の念に堪えません。

これをもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって山口孝夫議員の質問を終了いたします。

次に、3番、和田祐治議員の質問を許可いたします。3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 三和会の和田祐治でございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、有害鳥獣捕獲について質問をいたします。近年、全国的に鹿、イノシシ、熊、猿、カラス等による農作物被害が深刻化しております。農作物被害だけではなく、住宅地周辺への出没や、学校の通学路付近での目撃情報など、市民生活への不安が非常に高まっています。特に熊の出没については、青森県では4月20日から11月30日までツキノワグマ出没警報が発表され、当市でも熊の目撃情報等が複数寄せられております。一方で、有害鳥獣捕獲を担う猟友会員の高齢化や担い手不足、さらには捕獲後の処理や処分費用など、現場任せになっている実態も指摘されております。令和7年第6回定例会で熊の出没時の対応や熊への対策について一般質問をしましたが、今回は昨年11月9日の子熊の捕獲について質問いたします。神山地区の農地に仕掛けた熊捕獲用の箱わなに子熊が入ったことから、殺処分したものであります。しかしながら、子熊の近辺には、親熊が存在する可能性がとて高く、子が先に箱わなにいった場合、その対処には特段の配慮が必要だということであります。子熊がわなにいったことで、子を思う母熊が極度の興奮状態になり、現場にいた方々が母熊から襲撃を受ける可能性もゼロではなく、このときの子熊に対する対応について、その是非を問う声もあります。また、問題は、殺処分の方法だけではありません。その後の搬送や処分方法についても、適切に行われたのか検証が必要であると考えます。また、有害鳥獣捕獲は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市が設置した鳥獣被害対策実施隊による活動であり、その従事者証は市長名で交付されております。つまり市の公的な業務として行われている以上、市には重大な管理監督責任があると考えます。

まず、1つ目の質問として、子熊の捕獲及び殺処分に至る経緯と判断について伺います。

2つ目の質問として、殺処分後の搬送や処理方法についての決定及び指示はどの機関が下したのか伺います。

3つ目の質問として、鳥獣被害対策実施隊の活動に対する指揮監督体制について伺います。

1回目の質問は以上であります。簡潔かつ的確に誠意のある御答弁をお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○片山善一郎経済部長 それでは、まず昨年11月9日の子熊の捕獲及び殺処分に係る経緯と判断についてお答えをいたします。

当日は、わなを仕掛けた樹園地の所有者からわなに熊が入っているとの通報を市が受けたことから、青森県猟友会五所川原支部に出動を要請いたしました。現地におきましては、市職員2名、要請に応じて駆けつけたハンター3名により状況を確認をいたしました。その際、周辺に親熊が潜んでいる危険性を十分に警戒した上で、現場の安全確保及び確実な対応を期するためには、銃器による殺処分を行うことが適当であると判断し、殺処分に至ったものであります。

続きまして、殺処分後の搬送や処理方法の決定及び指示についてお答えいたします。殺処分後の個体の取扱いにつきましては、ツキノワグマの捕獲許可を出している市が同行していたハンターの皆様に搬送及び処理をお願いしてございます。

続きまして、鳥獣被害対策実施隊に対する指揮監督体制についてお答えいたします。鳥獣被害対策実施隊の活動につきましては、五所川原市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、経済部農林政策課長が指揮監督を行う体制となっております。実際の現場対応については、要綱にのっとり、青森県猟友会の各支部長が班長を務める組織体制の下で、鳥獣の取扱いに精通したハンターの専門的な判断により活動を行っていただいているところでございます。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 それでは、再質問に入ります。

1つ目の質問として、ただいまの答弁によると、銃器による殺処分が適当であると判断したのは、市という考え方でよろしかったのかお伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 ただいまの御質問は、親子熊の対処方法について、県や専門機関に助言を求めるなど、そういった検討をしないで市が判断したことについての是非ということでしょうか。

(「銃器の殺処分を市が判断したのかということ」と呼ぶ者あり)

市が判断したということになります。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 親子熊への対処方法について、捕獲用のわなに入った子熊を一定時間監視し、親熊の存在を確認することなどについて、県や専門機関へ助言を求めるな

ど検討はされなかったのか、お伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 今回の親子熊の対処方法について、県や専門機関へ助言を求めるなどの検討をしたかと、必要ないのかという御質問についてお答えいたします。

御指摘のように、事案によっては県などの専門機関へ事前に助言を求めることも選択肢の一つとして考えられます。しかしながら、本件におきましては、現場周辺的环境や危険性など、当時の個別具体的な状況を現場の関係者間で協議した結果、地域住民の安全、安心を確保するためには、その場での殺処分が最も適切な対応であるとの結論に至ったものでございます。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 親熊が近くに潜んでいる危険性について、現場ではどのような安全評価を行ったのでしょうか。そもそも危険性についての認識があったのか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 親熊が近くに潜んでいる危険性の認識があったのかという御質問についてお答えいたします。

今回の事案におきましては、わなにかかった個体が子熊であったことから、近くに親熊が潜んでいる可能性を当然に認識し、十分な警戒をもって対応に当たったところでございます。その上で、周囲の安全確認を徹底し、2次被害を防止するための細心の注意を払って対処をしたものでございます。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 ただいまの答弁で言葉尻を拾うようですが、十分な警戒を持って対応に当たったとのことですが、十分な警戒と周囲の安全確認について、どのように行ったのか具体的にお知らせください。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 お答えいたします。

子熊の殺処分後に親熊の再出没や誘引のリスクを考慮し、現場周辺の農家を中心に情報共有と注意喚起を行ったところでございます。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 それでは、子熊の殺処分後に親熊の出没に対する警戒や周辺の監視、広報活動をしたということでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 ただいま議員おっしゃったとおり、その後の注意喚起等を行ったということでございます。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 子熊が殺処分後に注意喚起されたことは分かりました。

それでは、子熊がわなに入った時点の注意喚起というのは行われたのか、お伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 わなに入ってから数時間たってございます。ですので、わなに入った後の警戒というのは、まだ現地確認というか事実確認をされておりましたので、わなに入ってからすぐ注意喚起を行ったかということはちょっとお答えはいたしかねるかと思います。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 殺処分後に現場周辺の農家に情報共有と注意喚起を行ったということです。殺処分後に注意喚起が行われて、子熊がわなに入った時点で私は行うべきだったと思うんですけれども、今回の子熊の殺処分について市として検証を行い、課題の整理を行ったのかお伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 本件の殺処分について、市として検証を行い、課題の整理を行ったかという御質問にお答えいたします。

当時の経済部長を含め、農林政策課内において対応プロセスや判断について情報共有を行い、市民の安全、安心を最優先とした当時の現場判断や手続は、適正に行われたものと確認をしております。市といたしましては、今後とも関係機関や地域との連携を図りながら、事案の性質や現場の状況に応じた適切な鳥獣被害対策に努めてまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 次に、捕獲後の搬送や処理方法について再質問します。

有害鳥獣の処理は、単なる後始末ではありません。廃棄物の処理、衛生管理、感染症対策、周辺環境への配慮、市民への安全確保など、多くの問題をはらんでおります。捕獲後の処理状況について、市はどのように確認を行ったのか、写真や報告書、処理記録等は残されているのかお伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 処理状況について確認を行ったかということについてお答えいた

します。

殺処分後の個体の処理につきましては、鳥獣の取扱いに精通しているハンターの皆様に搬送と処理を委ねたものであり、提出されました報告書におきまして焼却処理が行われたという報告を受けているところでございます。

○木村 博副議長 3 番、和田祐治議員。

○3 番 和田祐治議員 鳥獣捕獲等従事者台帳の指示事項には、令和7年11月まで、その処理方法が埋却、焼却のいずれかの方法が示されております。令和7年12月以降は、その他研究、食肉利用、自家消費に限るが追加されましたが、今回の処理方法について法令やガイドライン、衛生管理上、問題がなかったのか伺います。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 捕獲後の処理について、研究、食肉利用が12月に発行した許可証に追加になったということについてのお尋ねだと思います。昨年11月に、先ほど申し上げましたとおり、数年ぶりとなる熊の捕獲があったことを機に、猟友会会員の方から現場の実情に応じた処理方法について御提案をいただいたことも踏まえまして、今後の対応を見直したということがございました。昨年12月発行の許可証における追加内容は、同年、昨年の5月に青森県から通知のあった森林総合研究所によるツキノワグマの研究への協力依頼に対応するためのものであります。今後の獣害対策や生態解明に役立てるため、筋肉資料等を提供できるよう研究利用を追加したところであります。また、現場での処理の選択肢を広げるために、環境省が定めております鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針において推奨されております食肉利用も追加し、選択肢を増やして柔軟な対応をできるようにしたものでございます。

○木村 博副議長 3 番、和田祐治議員。

○3 番 和田祐治議員 変更になる前のことで、特段、法令やガイドラインに問題がなかったという認識でよろしいのでしょうか。伺います。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 問題は、なかったという認識でよろしいかと思います。

○木村 博副議長 3 番、和田祐治議員。

○3 番 和田祐治議員 次に、鳥獣被害対策実施隊に対する指揮監督体制について再質問します。

最初の答弁では、指揮監督は農林政策課長であるが、現場では猟友会支部の判断で活動しているということは、現場では農林政策課長は指揮監督を行っていないということなんでしょうか。伺います。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 お答えいたします。

指揮監督はしておりますが、担当の農林政策課長は現場には行っていないという状況でございます。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 今回の対応について、市は、どの時点でどこまで報告を受け、どの段階から関与していたのかお伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 今回の対応につきまして、市はどの時点でどこまで報告を受け、どの段階から関与したのかということについてお答えいたします。

市の関与の段階につきましては、最初の通報を市で直接受けた時点から始まっており、その後、市職員が現場に赴き、ハンターの皆様とともに状況確認や殺処分の立会いを行っております。なお、その後の具体的な搬送や処理につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、現場のハンターに委ねたところでございます。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 本件に関し、私は現場対応された方々に責任を負わせるべきではないと思っております。問題は、市の指揮監督体制そのものであり、鳥獣被害対策実施隊は、市長名の従事者証により活動していることから、活動の結果についても市には当然責任が伴います。私は、権限だけ付与して責任は現場任せという構図になっていないか危惧しております。特に今回は、子熊の捕獲、殺処分処理という極めて重大な案件です。今回の対応に本当に問題がなかったのか、佐々木市長にお伺いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今回の対応に問題はなかったのかについてですが、今回の対応につきましては、現場での殺処分からその後の対応に至るまで、人身への2次被害や事故などのトラブルが発生しておらず、その後につきましても、懸念されていた親熊の出没の被害などが確認されていないことから、市といたしましては、一連の対応については問題なかったと認識をしております。今後につきましても、市民の皆様の安全確保を最優先に適切な鳥獣被害対策を進めてまいりたいと思っております。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 今の市長の答弁でも一連の対応に問題がなかったということであつたんですけれども、これ私、令和7年第6回の定例会のときにも質問したんですけれども、市の公式ラインに10日余りも掲載されなかったということは、これ市民の安全、

安心の確保に当たって何の問題もなかったとお考えなのでしょうか。親熊の脅威が完全になくなったわけではない状態での周知遅れは、大きな問題と言えるのではないのでしょうか。お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 お答えいたします。

現場の通報があったのが11月9日、若干、時系列的にお話しさせていただきますけれども、11月9日の12時35分頃に通報者から熊がわなに入っているという情報がございました。その後、1時45分に市の職員が現場に到着しまして、2時15分、猟友会五所川原支部と合流して、その後、2時半に熊の駆除が完了しております。その間、時間もある程度経過して、先ほど申し上げましたとおり、周辺的安全確認であるとか注意喚起を行って、万全の体制を期して殺処分に至ったというふうな報告を受けております。ですので、ただいま市長が御答弁したとおり、適切な処理を市としては行ったというふうな判断をしてございます。

○木村 博副議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 適切な処理というのは、理解できたんですけれども、私今質問したのは、熊が捕獲されて殺処分されてから10日以上も市の公式ラインに掲載されなかったということについて、私質問をしました。今、熊が出没した場合、市の公式ラインにすぐ掲載されているので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

有害鳥獣対策は、単なる駆除業務ではありません。市民の身体、財産を守ることは、最重要課題であります。市民の日常の安全、安心が確保される地域を守るため、行政の危機管理そのものが問われる問題です。鳥獣被害対策実施隊は、市長から任命辞令が交付され、市長名の従事者証の下で活動している以上、行政としての責任は極めて重いと言わざるを得ません。現場任せ、善意任せでは、今後ますます深刻化する鳥獣被害や熊出沒には対応できないと考えます。今回の件を単なる1事案で終わらせるのではなく、しっかりと検証し、責任ある有害鳥獣対策体制を構築すべきであることを申し上げ、私の一般質問を終わります。

○木村 博副議長 以上をもって和田祐治議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時50分 散会

令和 8 年五所川原市議会第 3 回定例会会議録（第 3 号）

◎議事日程

令和 8 年 6 月 2 日（火）午前 10 時開議

第 1 一般質問（3 人）

- 1 番 花田 勝暁 議員
16 番 平山 秀直 議員
2 番 金谷 勝 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（19 名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 花 田 勝 暁 議員 | 2 番 金 谷 勝 議員 |
| 3 番 和 田 祐 治 議員 | 4 番 木 村 清 一 議員 |
| 6 番 藤 田 成 保 議員 | 8 番 秋 田 幸 保 議員 |
| 9 番 藤 森 真 悦 議員 | 10 番 黒 沼 剛 議員 |
| 11 番 松 本 和 春 議員 | 12 番 成 田 和 美 議員 |
| 13 番 高 橋 美 奈 議員 | 14 番 外 崎 英 継 議員 |
| 15 番 木 村 慶 憲 議員 | 16 番 平 山 秀 直 議員 |
| 17 番 桑 田 哲 明 議員 | 19 番 山 田 善 治 議員 |
| 20 番 木 村 博 議員 | 21 番 伊 藤 永 慈 議員 |
| 22 番 山 口 孝 夫 議員 | |
-

◎欠席議員（1 名）

- 5 番 伊 藤 雅 輝 議員
-

◎説明のため出席した者（30 名）

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 佐々木 孝 昌 |
| 副 市 長 | 鎌 田 寿 |
| 総 務 部 長 | 川 浪 生 郎 |
| 財 政 部 長 | 佐々木 崇 人 |

民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	山 内 かおり
経 済 部 長	片 山 善一朗
建 設 部 長	古 川 清 彦
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	岡 田 正 人
教 育 部 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委員長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事務局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員	鎌 田 郁
監 事 局 長	
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事務局 長	外 崎 経 明
管 財 課 長	蛸 島 秀 樹
ふるさと未来 戦略 課 長	小田切 秀 樹
環境対策課長	松 山 明 央
市 民 課 長	須 藤 淳 也
介護福祉課長	今 智 司
福祉政策課長	津 島 洋 志
商工観光課長	吉 田 純 也
農林政策課長	西 村 長 幸
土 木 課 長	工 藤 陵
経営管理課長	飛 鳥 順 一
学 校 給 食 センター所長	葛 西 一
教育総務課長	古 川 憲

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	工 藤 義 人
次 長	毛 内 貴 郎

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。議事に入る前に、傍聴席の皆様申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員19名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、1番、花田勝暁議員の質問を許可いたします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 おはようございます。日本共産党の花田勝暁です。5月29日付でホームページに令和7年国勢調査人口速報集計結果が発表されております。その結果によると、人口が4万7,493人、令和2年と比べると3,922人の減で増減率はマイナスの7.6%。その前の5年前とは増減数は3,766人で、増減率はマイナス6.8%でしたので、減少数、減少率ともにペースが加速しています。今回の国勢調査ではっきり人口は5万人割れました。地方自治体において人口5万人は、市としての規模感や行政サービスを維持するための一つの目安とされてきています。そのため、この結果は、大きく重く受け止める必要があると思います。人口減には、自然減と社会減がありますが、社会減のほうは、地域内に若者をとどめる、あるいは呼び戻すための雇用の創出が急務であることがこの速報の発表でも改めて明らかになったと思っています。

それでは、通告した一般質問に入らせていただきます。1つ目の質問は、歩行者の安全確保と横断歩道の設置についてです。エルムの街の北側で大規模な宅地開発が続いています。2026年3月下旬頃から順次引渡しが予定されているそうです。エルムの街の北側に当然、人の流れが増えて、人の流れが変化すると予想されますが、交差点への横断歩道の設置予定について教えてください。

2つ目は、市道の除雪作業における事後チェック体制の構築についてです。除雪の仕

上がりに関する要望や情報提供が毎年市民から多数寄せられています。私も情報をいただいて見に行って、どうしてこういう仕上がりなんだろうと思うところも確かにございます。市は、こうした除雪作業の品質のばらつきや、作業後の状態不良について、現状どのように実態を把握し、課題として認識していますか。お伺いします。

3つ目の大きなテーマとして、深刻化する物資、労働力不足が本市政に与える影響と対策についてお伺いします。現在、全国的に様々な分野で資材不足や人手不足が課題となっておりますが、まず1点目として、本市の公共事業への影響についてお聞きします。昨今、ナフサの供給不安に伴う塩ビ管や各種建築資材の不足、さらには建築現場における慢性的な労働力不足が強く懸念されています。こうした複合的な要因によって、本市が発注する公共事業において工期の遅延が生じたり、あるいは入札が不調に終わってしまうような事態は発生していないでしょうか。市民生活に直結するインフラ整備や公共事業を今後も滞りなく進めていくために、市として現在の影響をどのように捉え、今後の見通しについてどのようにお考えかお聞かせください。

4つ目は、金木地域の総合的なまちづくりと私鉄、津軽鉄道の存続支援についてです。多額の予算が見込まれている金木地域の公共施設整備について、市民からどのような声が届いているかお伺いします。

以上が1回目の質問になります。理事者の皆さんの誠意ある回答をお願い申し上げます。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○古川清彦建設部長 それでは、横断歩道の設置についてお答えいたします。

エルムの街北側交差点につきましては、現在、南側と西側に横断歩道がございます。今後、新たに北側に横断歩道を設置する予定とのことでございました。

続きまして、除雪の仕上がりに関する苦情や要望、作業後の現状と実態や課題をどのように認識しているかについてお答えいたします。除雪作業後、地域状況により各工区の仕上がりには違いがあることは認識してございます。これは、地域の道路事情により住宅地が入り組んでいることや道路幅員による雪寄せ場不足など、工区ごとに違いがあることが原因と思われます。まずは、雪寄せ場の確保とパトロールの強化により工区の課題を探り、苦情や要望に対応できる体制を整えてまいります。

以上です。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 公共工事におけるナフサ供給不安を起因とした工事遅延、入札不調

の発生状況の現状と今後の見通しについてお答えいたします。

工事発注部局に確認したところ、ナフサ供給不安を起因とした工事遅延は、現在のところ確認されておりませんが、資材不足による価格高騰が原因と推察される入札不調は1件確認されております。今後の見通しにつきましては、不透明ではありますが、状況を見極めながら、適切に対応してまいります。

続きまして、金木地域の公共施設整備について、市民からどのような声が届いているのかについてお答えいたします。金木公民館代替施設について申し上げますと、令和7年11月10日に金木庁舎2階会議室において金木公民館代替施設建設に関する2回目の住民説明会を開催しております。参加者からは、大ホールステージの広さや高さの確保、各部屋の配置の工夫、展示パネルを準備してほしいなどの御意見が寄せられましたが、お示しした施設の整備案につきましては一定の御理解をいただいたものと認識しております。また、説明会終了後に5件の要望書が届いており、内容につきましては、先ほどの内容に加えてステージまでの渡り通路の確保などの御意見、御提案となっております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 それでは、一問一答式で再質問に入らせていただきます。

画像をお願いします。今話題にしているのがユニクロのある交差点のところですか。この奥のところの宅地開発が進んでいます。地図にすると、このようなところです。地図の下側がエルム、北側が宅地開発が進んでいるところです。このエルム通りと並行のところの横断歩道の着工予定はあるというお話でしたが、縦長の丸のところ、このところが着工予定なしということです。そうすると、着工予定なしというところを移動するのに3回信号が青になるのを待って、3回横断歩道を渡らなければ向かい側に渡れません。人の流れが今よりずっと増えると予想される中で、このままだと横断歩道のないところを渡る人がかなり出るでしょう。危険です。画像終わってください。五所川原市が横断歩道を設置できるわけではないですが、歩行者の安全確保のために公安委員会に該当箇所の横断歩道の設置を要望すべきと考えます。市のお考えをお伺いします。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 公安委員会への働きかけについてお答えいたします。

横断歩道につきましては、新たに設置予定の北側に加えて東側にも設置できるか、交通管理者である青森県公安委員会及び道路管理者である青森県に対して協議してまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 前向きな御答弁ありがとうございます。歩行者の安全確保のため

に、ぜひお願いいたします。

続いて、市道の除雪作業における事後チェック体制の構築についてというテーマの再質問に入ります。違いがあることは、認識されているということでした。現状の除雪業務につきましては、出動指示を出して作業が終われば完了となっている市として、現場の仕上がりを十分には確認するまでに至っていないのではないかと感じております。市民の皆様の大切な税金を投入して業務委託を行っている以上、単に雪を寄せたから完了とするのではなく、市が責任を持って作業後の仕上がりチェック、事後検査を行うプロセスが必要ではないでしょうか。あわせて、丁寧で仕上がりのよい業者をしっかりと評価し、一方で少し粗い作業が繰り返される場合には適切な指導や評価の見直しを行うなど、地域全体の除雪品質の向上につながるような仕組みづくりが求められていると考えます。参考までに申し上げますと、同じ県内の青森市におきましては、今冬が終わったときに業者ごとの作業評価、優、良、可、不可という評価でしたけれども、この一覧公表に踏み切るなど、品質確保と透明性の向上に向けた強い姿勢を示しています。本市におきましても、こうした事後チェック体制の構築や評価を通じた品質向上の取組について市の見解をお伺いします。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 作業後の仕上がりチェックの実施と業者に対する評価体制と品質向上に向けた取組についてお答えいたします。

各業者が請け負っている工区は、様々な道路事情があることから、仕上がりについても業者別にばらつきがあることは認識しております。作業中のパトロールは、除雪作業に支障がないよう行っており、不備があれば、その都度、指導をしております。除雪後のパトロールについても、職員による目視で行われておりますが、全工区を確認することは現在できてございません。議員御提案の評価体制、点数などをつけることにより、仕上がりにも変化が現れることが考えられますので、評価することも視野に入れて検討してまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 前向きな御答弁ありがとうございます。仕上がりの底上げができればと思っています。

もう一つ、そのための具体的なアプローチについてもお伺いします。作業品質の向上には、現場で実際に重機を動かしてくださるオペレーターの方々のスキルアップが欠かせないと考えます。深夜や悪天候の中で苛酷な作業であり、現場の皆様の大変な御苦勞があることは十分に承知しております。しかし、だからこそ経験豊富な熟練者の技術を

共有したり、市が求める丁寧な仕上りの基準を改めて確認し合うようなオペレーター向けの技術研修を実施したほうがよいのではないのでしょうか。市としては、こうした現場の技術向上や平準化を支援する研修会などを実施する、あるいは受託業者に対して、そうした機会を促していくことについて、どのようにお考えでしょうか。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 除雪作業のばらつきをなくすため、オペレーターの研修を検討してはどうかについてお答えいたします。

委託業者のオペレーターは、工区の道路事情を熟知し、繰り返し作業することで技術の向上につながると考えております。当市の直営のオペレーターについては、ベテランオペレーターの助手として数年作業に従事し、経験を積んでから独り立ちさせておりますが、直営、委託業者ともにオペレーターは高齢化し、若者の申込みも減少していることが実情です。近年、全国的にオペレーターが減少しており、担い手不足は喫緊の課題となっていることから、今後はオペレーターの研修についても検討してまいります。

○木村清一議長 1 番、花田勝暁議員。

○1 番 花田勝暁議員 改めて、前向きな検討をしていただければと思います。弘前市では、昨年冬の冬が始まる前に研修したというニュースをテレビで見たこともありました。五所川原市でもぜひ進めていただきたいです。

続いて、大きな3つ目、深刻化する物資、労働力不足が本市政に与える影響と対策についてに関して再質問させていただきます。公共事業及び市有施設管理への影響と対策についての続きの質問になります。入札不調が1件は出始めているというお答えいただきました。現在、市の施設を管理運営してくださっている指定管理者や、日々の業務を担っていただいている委託業者の皆様におかれましても、昨今の資材や部品不足の影響は無視できない状況かと推察いたします。例えば設備の故障時に修理部品がなかなか手に入らず、結果として施設の稼働を一時停止せざるを得ないといったリスクは生じていないのでしょうか。こうした事態は、事業者の皆様の自助努力だけでは解決が難しいケースも多いと考えます。万が一そのような状況に直面した際、市として状況に応じた契約上の柔軟な対応、例えば工期や納期の見直しなどを取ることや事業者へのサポートなど、市民サービスへの影響を最小限に抑えるための施策について、どのようにお考えかをお伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 指定管理者や業務委託事業者におけるナフサ供給不安を起因とした価格高騰については、現状を踏まえた価格設定により契約しておりますが、情勢が極め

て流動的であることから、物価変動等の最新の状況を把握し、受注者からの相談に応じて不安の解消に努めてまいります。支援策につきましても、国や県の動向を注視して対応してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 1 番、花田勝暁議員。

○1 番 花田勝暁議員 最新の情報、最新の支援を注視していただきたいなと思っています。

続いて、この中のテーマの2つ目、地域医療、福祉、教育現場への影響と対策についてお伺いします。物資や労働力の不足は、市民の命や暮らしを直接支える現場にも重い影を落としているのではないかと危惧しております。まず、1 点目は、市内の医療機関への影響についてです。現在、全国的に特定の医薬品や医療機器の供給不安が報じられていますが、市内の医療現場においても、同様の不安や影響が生じているのではないかと心配しております。市民の健康と命を守る最前線である医療機関の状況について、市として現状をどのように認識され、また関係機関とどのような情報共有や連携を図っているのかをお聞かせください。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 医療器具及び医薬品等の供給についてお答えをいたします。

今般の中東情勢によりまして、供給不足が懸念されている医療物資等について、民間医療機関の状況までは市では把握してございませんけれども、つがる総合病院では供給不足の医療物資等はなく、現時点では医療提供体制の影響はないとしております。国では、令和8年3月に中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保対策本部を設置し、製造販売業者及び医療機関からの相談窓口を設けたほか、卸業者に一斉調査するなど、現状の状況を把握しながら、安定供給に向けた対応しており、5月13日時点にはなりますが、安定供給に影響があると判断された74品目のうち33品目が解決済みで、残り41品目の対応を進めているところと伺っております。また、供給不足が報道されております医療用手袋については、通常どおりの発注にはおおむね対応できているものの、通常量を大幅に超える発注も見られ、一部医療機関で確保が困難になっていることから、その医療機関向けに国の備蓄4億9,000万枚のうち、まずは5,000万枚を放出することとしております。今後も医療資器材の安定供給に向けた国の対策を注視してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 1 番、花田勝暁議員。

○1 番 花田勝暁議員 国の支援なども紹介していただきました。民間から何か足りないとかが動きがあったら、国ともつなげるような動きもしていただきたいなと思っています。

す。

続いて、福祉施設への影響についてお伺いします。介護施設や障がい福祉サービスなどの現場では、感染対策や日々のケアに欠かせない衛生用品が常に必要となります。昨今の物資不足の波がこうした福祉施設における衛生用品の確保にどのような影響を及ぼしているのか、市が把握されている現状をお伺いします。

○木村清一議長 福祉部長。

○山内かおり福祉部長 福祉施設における衛生用品の確保への影響についてお答えします。

昨今のナフサ不足の影響を受ける使い捨て手袋、エプロン、マスク、おむつなどといった衛生用品は、福祉施設における感染症対策や日々の衛生環境を維持するために必要不可欠なものと認識しております。現在、市内の福祉施設では、これらの衛生用品の確保に大きな影響は出ていない旨、確認しているところですが、今後の状況によっては調達できるかどうか不安であるとの意見もございましたので、今後の動向を注視してまいります。

以上です。

○木村清一議長 1 番、花田勝暁議員。

○1 番 花田勝暁議員 動向の注視をお願いいたします。

このテーマの教育現場に関する質問としてお伺いします。物流の停滞や物資不足が懸念される中で、子供たちの毎日の楽しみであり健やかな成長を支える学校給食への影響を心配する保護者の声もございます。本市の学校給食センターにおいて、日々の食材や必要な物資の調達に支障が出るなどの影響は生じていないでしょうか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 学校給食センターにおける物流停滞による物資不足の影響についてお答えいたします。

現在、学校給食センターにおいて物流停滞による食材の不足は生じておりません。また、調理時に使用する手袋などの物資について受託業者に確認したところ、1 学期分に使用する量は既に確保済みであることから、不足は生じていないとのことでした。しかしながら、議員御指摘の物流停滞の可能性が払拭されているわけではございませんので、教育委員会では今後も物資の物流状況を随時注視し、学校給食の提供に影響を及ぼさないよう対応してまいります。

○木村清一議長 1 番、花田勝暁議員。

○1 番 花田勝暁議員 今のところ影響ないということですが、今後も安定供給していた

だくよう努めていただければと思います。

続いて、この中のテーマの3つ目、市民生活のインフラ維持と市の調達、危機管理体制についてお伺いします。日々の当たり前の暮らしを支えるインフラ機能が、昨今の物資、人手不足によって脅かされていないかという観点から質問いたします。まず、1点目は、市民の衛生的な生活環境に直結するごみ収集事業のうち、特にごみ袋の確保についてお伺いします。先ほど公共工事の資材不足の際にも触れましたが、昨今のプラスチック原料であるナフサなどの供給不安や物流の停滞に関して、市の指定ごみ袋の製造や調達に影響が出ていないかと危惧しております。ごみ出しは、毎日のことであり、万が一ごみ袋が品薄で手に入らないといった事態になれば、市民生活に直結する大きな混乱を招きかねません。現在、本市の指定ごみ袋の在庫や、今後の調達において懸念事項はないか、市民へ確実にお届けするための安定供給に向けた市の現状認識と対応についてお伺いします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 ごみ収集事業における物資不足の影響についてお答えをいたします。

マスコミ報道などの影響と思われますけれども、市民の購買行動が通常時とは変容し、当市においては連休明けの数日間、市民の間にナフサ不足への過度な不安が生じ、市指定ごみ袋への需要が急激に増加して、一時的に販売店で入手しづらい状況がございました。市では、市指定ごみ袋製造承認事業者に対して、原材料の在庫や生産状況について随時確認を行っており、おおむね3か月から半年ほどは通常時程度の供給を継続できることを確認をいたしております。また、併せて市民の皆様の冷静な対応を促すため、市ホームページやライン、広報ごしよがわらへの折り込みチラシなどを通じ、先ほど述べた十分な供給が可能である旨を周知、公表し、必要以上の買いだめを控え、今必要な方に行き渡るよう協力をお願いした結果、現在ではごみ袋の欠品は解消され、流通は落ち着きを取り戻しております。引き続き、製造承認事業者や販売店とも連携し、市民への的確な情報提供を行いながら、供給状況に変化が見込まれる場合には速やかに適切な対応を行ってまいりますので、市民並びに議員各位におかれましては、御理解をお願いいたします。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 ごみ袋に関してホームページなどを見ますと、見つからない場合は、市役所に電話してくださいと書いてあります、それでホームページにどこで売っているか載せることにちょっと抵抗はあるのかもしれないんですけども、確実に手に入

れるために市役所で売るというのは難しいのでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 市の指定ごみ袋は、市では製造の過程に関与しておりませんので、なかなか急に市が直接売主になるということに関しては難しい面もあるかもしれませんが、どうしても、こういった方法があるのかは検討に値すると思いますので、不測の事態に備えて準備をしておきたいなと思います。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御回答ありがとうございます。

続いて、2点目は、公共交通機関におけるドライバーの確保についてお伺いします。いわゆる2024年問題など、全国的に運輸、交通業界の人手不足が深刻化しております。高齢者や学生など、車を持たない市民の大切な移動の足となる路線バスやタクシーなどの公共交通を維持していくためにも、ドライバーの確保は喫緊の課題かと存じます。本市における地域交通の担い手不足の現状を市としてどのように認識され、その維持確保に向けてどのような対策や支援をお考えかお伺いします。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 公共交通のドライバー確保について、市の現状認識と対策についてお答えいたします。

当市の公共交通において、金木地域のタクシー事業者の廃業や、バス事業所のドライバー不足による廃線など、各交通モードにおいて地域公共交通の確保、維持を図るためにはドライバーの確保が喫緊の課題であると認識してございます。対策としては、令和7年度から青森県が交通事業者の実施する人材確保の取組に対して補助を実施しております。当市としても、交通事業者にこの補助事業の活用を促しているところでございます。

以上です。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 「ごしょくる」だとか「はいきたかなぎ」もそのような流れのドライバー不足の中で、新たに始めた事業と認識していますが、それ以外の取組も続けていただければと思います。

そして、4つ目の大きなテーマについて再質問させていただきます。金木地域の総合的なまちづくりと津軽鉄道の存続支援についてというテーマです。先ほど5件、説明会の後に届いた声があったということでしたけれども、市はそのような声に対して、どのような説明の場を持つのか、あるいは持ったんでしょうか。昨年の12月議会では、次の

住民懇談会まで説明の場の予定はないというような答弁がありましたので、心配しております。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 届いた声について、市はどのような説明の場を持つのかについてお答えいたします。

先ほど答弁いたしました5件の要望書提出者の方々には、令和8年5月8日に金木庁舎2階会議室で説明会を開催し、いただいた御意見、御提案を可能な範囲で設計へ反映させる旨を説明し、参加された方々からは御理解いただいたところでございます。また、今後、金木公民館代替施設建設の設計業務を進めてまいります。基本設計を作成した段階で、施設の概要を住民の皆様にお示しする場として住民説明会を開催する予定としております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 届いた5件の声の方々には説明会をもって、次の住民懇談会のほかにも、また住民説明会を持つというお答えをいただいて、少し次の住民懇談会まで何もないというのに比べては安心しています。

続いて、芦野公園の旧演芸場と湖上ステージの現状について伺いたいです。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 芦野公園の旧演芸場と湖上ステージの現状についてお答えいたします。

旧演芸場につきましては、以前、県立芦野公園演芸場と呼ばれる舞台があり、平成4年までは主に金木桜まつりのイベントの舞台として津軽三味線全日本金木大会のほか、様々な催物に活用されておりました。現在、建物につきましては、ボート収納用の小屋として転用し、有効活用を図っております。また、周辺の敷地は、広い緑地となっております。こちらは、遠足やピクニックなどで公園を訪れる皆様の憩いの場、またレクリエーションの場として現在も広く御活用いただいている状況となっております。

次に、湖上ステージについてでございますが、当施設は平成5年に建設されており、総ヒバ造りで、すり鉢状の客席を有し、約800人を収容できる野外ステージとして整備されました。現状は、施設の老朽化が進み、安全性の確保が困難であることから、現在は利用を休止している状況であります。また、今後の見通しにつきましても、再び利用可能とするための改修計画は現在のところございません。

以上でございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1 番 花田勝暁議員 湖上ステージに関連して、さらに質問させていただきます。

今年も金木桜まつりでビッグテントのある場所に仮設の舞台を設置して式典を行っていました。桜まつりの際の舞台の設置費は、どのくらいの費用がかかっているのかお知らせください。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 本年の金木桜まつりにおきまして、ビッグテントが設置されている場所に設けた仮設舞台の設置費につきましては、金木桜まつり実行委員会からの支出となっており、その費用は約24万円であると伺っております。

○木村清一議長 1 番、花田勝暁議員。

○1 番 花田勝暁議員 今年、24万円かかったということでした。それでは、湖上ステージが使用できなくなってから仮設の舞台の設置について、総額でどのくらい費用がかかってきたのでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 湖上ステージが使用できなくなっている以降の仮設舞台の設置費用につきましても、同様に金木桜まつり実行委員会が支出しており、令和5年度から本年度までの4年間の総額が約93万円と伺っております。

○木村清一議長 1 番、花田勝暁議員。

○1 番 花田勝暁議員 湖上ステージ見に行きましたが、木材でできています。湖上ステージの修理に県産ヒバ材だとか県産木材を使用することによって、補助事業の対象になると考えますが、修理はそれでも検討されないのでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 湖上ステージの現状につきましては、長年の厳しい環境によって、表面の床板だけではなく、施設を支える土台や柱など、主要な構造部分にまで著しい腐食が進行しており、一部の修繕で安全を確保することは極めて困難であると考えております。再び安全に利用するためには、全面的な造り直しが必要となり、御案内の補助事業を活用したとしても、結果として多額の事業費が見込まれます。市といたしましては、利用頻度や費用対効果などの観点から、現時点での修理は難しいものと判断しております。

○木村清一議長 1 番、花田勝暁議員。

○1 番 花田勝暁議員 補助事業なんですけれども、私が調べた限りにおいて森林環境譲与税を、五所川原市がこの助成を活用した実績としては、道の駅十三湖高原の食堂のウッドデッキ修繕だとか、狼野長根公園の橋の修繕だとか、菊ヶ丘運動公園の木製の案内

看板修繕だとかにも使ってきています。今年度の施政方針でも五所川原駅舎木質化プロジェクトというのが出ており、予算にも入っていますが、それを森林環境譲与税を使ってウッドベンチやカウンター、木製の物を作るという事業が入っておりまして、湖上ステージもぜひ修理してほしいなと思います。常設のステージが1つあると、いろんな使い方が考えられるんじゃないかなと考えます。今後も湖上ステージを直さないという判断であれば、来年度以降も桜まつりの際に仮設舞台を設置するというのであれば、これまでの仮設舞台の費用を考えると、小さくても常設の舞台を湖上ステージの近くに調整するという考えはないでしょうか。ステージが1つあれば、数年にわたってのイベントも開催できると考えます。後ろに湖があって、とても見栄えのする場所だと思います。ほかになかなかない、いろんな活用のされ方するんじゃないかなと思います。いわゆる映えるというような感じの場所だと思います。このことについて、市のお考えをお聞かせください。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 小さくても常設の舞台を整備すべきではないかとの御提案についてお答えいたします。

常設舞台により通年イベントの開催という御提案ですが、現状では桜まつり期間以外での利用の広がりや予測することが難しく、年間を通じて屋外でのイベントを定着させていくことは難しいものと推測しております。新たに常設の施設を持つことにつきましては、費用対効果などを総合的に勘案し、市といたしましては新たな常設舞台の整備は今のところ考えておりません。年間を通じたイベントの開催の場につきましては、イベントの規模に応じた仮設舞台の活用のほか、津軽三味線会館や、今後、芦野公園内に整備を予定している金木公民館代替施設の活用を含めて、対応してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 常設の物を造るのは難しいという御答弁いただきました。県からの補助金で水と緑の森づくり市町村交付金という青森県独自の木材を使った事業に対する交付金もあるので、交付金、木材を使えば2つあることになるので、ちょっと前向きな答弁いただけなかったんですけれども、引き続き検討していただきたいなと思っています。

続いて、津軽鉄道に関する質問に入ります。地域の足である津軽鉄道の状況に対する市の認識について伺います。昨年末の重大トラブルに伴うストーブ列車の運休や、車両や設備の深刻な老朽化など、津軽鉄道は一民間企業の自助努力だけでは維持困難な状況

にあります。巨大な箱物の整備を計画する一方で、そこへ通うための交通インフラが失われては本末転倒であると考えますが、津軽鉄道の現状に対する危機認識を問います。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 津軽鉄道の危機的状況に対する市の認識についてお答えいたします。

津軽鉄道においては、昨年12月29日に発生したストーブ列車の連結分離トラブルにより、翌30日から当年3月31日の定期運行期間終了日まで同列車の運行を見合わせる事となりました。運休に伴う大幅な減収により、非常に厳しい経営状況であると認識しております。市といたしましても、津軽鉄道を地域の通院、通学など、生活の足として、また重要な観光資源として捉えているため、同社の今後の動向について引き続き注視してまいりたいと思います。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 津軽鉄道を単なる一企業としてではなく、地域の移動基盤及び重要な観光文化資源として守り抜くために、施設だけではなく交通も含めた面でのまちづくりが急務です。迅速な延命措置として施設の所有権等は維持したまま、市が維持管理や修理費用等を補助するみなし上下分離方式の導入議論を急ぐべきだと考えます。どのような支援を津軽鉄道に対して検討されているのか、現状についてお伺いします。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 お答えいたします。

昨年度、津軽鉄道が担う広域交通機能の将来にわたる維持に向けて、青森県が本市や中泊町、津軽鉄道などで構成する検討会を設置し、データやファクトに基づく維持方策について検討を進めてきたところであります。今年度も引き続き、同社の経営状況を注視しながら、県、中泊町と連携、協調して、みなし上下分離方式を含めた維持方策を検討してまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 検討会も含めて、津軽鉄道の経営状況を注視していただきたいなと思っています。

先ほどの最後の質問でした。冒頭で申し上げたとおり、本市は人口5万人割れという、新たな、そして非常に厳しい局面に立たされています。本日質問させていただいた歩行者の安全確保、除雪の品質向上、物資、人手不足への危機管理、そして津軽鉄道をはじめとする金木地域のインフラ維持、これら全て急激な人口減少にあっても、いかにして市民の豊かな暮らしと地域の活力を守り抜くかという本質的な課題に直結していま

す。市当局におかれましても、これまでの前例踏襲にとらわれることなく、変化を見据えたスピード感のある決定と強いリーダーシップを発揮していただくことを強く要望いたします。私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって花田勝暁議員の質問を終了いたします。

次に、16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 自民公明クラブの平山秀直でございます。通告に従って、一般質問をさせていただきます。

本市は、今大きな岐路に立っております。信頼が揺らぎ、人が減り、地域の活力が確実に落ちております。しかし、私は、これらは仕方ないことではなく、変えられる課題であるというふうに考えております。問うべきは3点です。なぜ信頼は揺らいだのか、なぜ人は出ていくのか、そしてどうすれば元気な高齢社会をつくることができるのか。本日は、この3点について、曖昧な答弁ではなく、具体的な方向性を求めてまいります。

通告の第1点目、市の官製談合問題についてお尋ねいたします。市の官製談合事件については、市民の信頼を大きく損なう重大事案であり、再発防止と全容解明が不可欠であります。しかしながら、現時点においても、情報漏えいの経路、関与職員の範囲、組織的関与の有無など、いまだ不明確な点が残されております。

そこで、伺います。本件に関し、市として未解明と認識している具体的事項は何か、第三者調査や外部監査の導入は検討されたのか、再発防止策は形式的なものにとどまっていないか、実効性の担保はどうか、お尋ねいたします。

通告の第2点目、人口流出問題、移住、定住促進、経済、雇用対策についてお尋ねいたします。本市の最大の課題は、人口減少、とりわけ若年層の流出であります。単なる移住施策ではなく、仕事、所得、将来性、この3点がそろわなければ定着はいたしません。

そこで、お尋ねいたします。直近5年間の年代別人口流出の分布結果はどのようなになっているか、移住施策の成果、定住率、就業率はどうか、若者が残るための雇用創出は何か、この点についてお尋ねいたします。

通告の第3点目、高齢者の健康支援対策についてお尋ねいたします。高齢化が進む中、医療費の増加を抑制するためにも、予防、外出、社会参加が極めて重要であります。しかし、現状は、通院中心、閉じ籠もり傾向が課題となっております。

そこで、お尋ねいたします。健康寿命延伸に向けた具体的施策として、その考えはどうか、フレイル予防の実施状況について、また外出支援、通いの場の整備状

況、この点、どのように現状を認識され、今後の見通しはどうかお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わりますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、質問を終えます。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○川浪生郎総務部長 市が未解明と認識している具体的な事項について御質問がありましたが、昨年8月に公表した官製談合等再発防止検討報告書にありますとおり、刑事記録の精査及び内部調査等により、市として未解明と認識している事項はないものと考えております。

また、続きまして第三者委員会や外部監査の導入についてお答えいたします。本件につきましては、既に裁判も結審し、市としての調査も終え、再発防止に向け取り組んでいる段階であることから、第三者委員会等を設置する考えは現時点でも、今後においてもございません。

続きまして、再発防止策が形式的なものにとどまっていないか、また実効性の担保についてお答えいたします。当市では、官製談合の再発防止策として入札制度の運用の見直しや職員に対する公務員倫理の徹底に取り組んでいるところです。具体的には、透明性、公平性が最も確保されている一般競争入札を原則として実施すること、また公務員倫理に関する研修などを継続して実施することにより、コンプライアンス意識の向上と組織の規範意識を強化すること、この2つのことを将来にわたり堅持していくことが最も重要であると考えて取り組んでいるところです。

以上です。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 当市における直近5年間の人口流出の状況につきまして、総務省の住民基本台帳人口移動報告に基づいてお答えいたします。

人口流出につきましては、転入者と転出者の差による社会動態の減少の結果となりますが、令和3年から令和7年までの直近5年間ににおける年平均の転入者数が1,240人、転出者数が1,411人となっておりまして、社会動態としては年平均で171人の減少となっております。10歳階級ごとの年齢別に見ますと、10歳から19歳まで及び20歳から29歳までにおきましては、転出超過による社会動態の減少が突出して多くなっております。理由としましては、大学進学や市外への就職などが要因として考えられます。一方で、60歳以上におきましては、転入超過による社会動態の増加が見られております。これは、市

外へ就職していた方が退職後に地元へ戻る割合の増加などが要因として考えられるところでもあります。

次に、移住支援の事業につきましてお答えいたします。現在、当市で行っております移住支援につきましては、東京圏から移住し起業、就業した方を対象に支援金を支給する五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業、また県外から移住した子育て世帯のうち、医療、福祉職に就業した方、または資格取得のために県内の養成機関に就学した方を対象に支援金を支給する五所川原市医療・福祉職子育て世帯移住支援事業、こちらを実施しております。まず、U I J ターン起業・就業創出事業につきましては、こちらは令和元年度から事業を開始しておりまして、これまで4世帯、8人の移住実績となっております。事業活用者の定住率、就業率は、いずれも100%となっているところです。

次に、五所川原市医療・福祉職子育て世帯移住支援事業につきましては、こちらは令和5年度から事業開始しておりまして、これまで4世帯、13人の移住実績となっております。こちら事業活用者の定住率、就業率は、いずれも100%となっているところであります。

以上であります。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一朗経済部長 それでは、当市が行っております雇用創出事業、こちらについてお答えをいたします。

当市の雇用創出施策につきましては、先ほど財政部長から答弁ありましたとおり、五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業及び五所川原市医療・福祉職子育て世帯移住支援金事業、これらのほか企業紹介動画作成費用支援補助金事業、空き工場等賃借料補助金事業を実施しております。

企業紹介動画作成費用支援補助金事業におきましては、市内事業者のPR動画作成への経費の3分の2、上限10万円ではありますが、こういった額で補助するものとなっております、令和7年度には8事業所へ交付をしておりますが、本事業により直接雇用につながった就業件数につきましては、市で把握はしておりませんが、現在、調査を進めているところでもあります。

また、空き工場等賃借料補助金事業、こちらは空き工場等の月額賃料の2分の1または10万円のいずれか低いほうを24か月にわたって補助する事業であります、こちらにつきましては市内で新たに事業所を借りて事業を行う者が2名以上の新規常用雇用者を採用することが条件となっており、平成29年度から現在まで7事業者への交付を行っております。このため、最低でも14名以上の新規常用雇用者の雇用につながったものと考え

えております。

以上であります。

○木村清一議長 福祉部長。

○山内かおり福祉部長 高齢者の健康支援対策ということで、高齢者の健康寿命延伸に向けた取組についてお答えいたします。

高齢者の健康寿命延伸に向けては、心身の健康を維持、増進することが重要であり、仕事や趣味、ボランティア活動など、自分に合った外出の機会を増やして多くの人との交流による社会参加が必要であると考えております。当市での主な取組といたしましては、各地域に出向いて行う介護予防教室や出前講座、また地域の高齢者が主体となり生きがいづくりや仲間づくりの場となっている通いの場、さらにはボランティア活動を通じて健康と元気を向上させ、生き生きとした地域づくりを目指すアクティブシニアポイント事業などを実施しております。

続きまして、フレイル予防の実施状況でございますが、市ではフレイル予防の主な取組として運動プログラムや栄養を、口腔ケア指導、認知症予防を組み合わせた支援を行っており、各種介護予防教室や通いの場などに専門職が出向いて行う出前講座を実施しております。

次、外出支援、通いの場の取組状況についてですが、市では現在、介護予防事業に参加する方への外出支援というものは行っておりません。一方、通いの場の取組につきましては、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を考えたり、触れ合いを通じて生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げる場所として、利用条件を満たした各団体に対して年間3万円を上限として補助金を交付しており、令和7年度は24団体の活動を支援したところです。今後も引き続き支援してまいります。

以上です。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 それでは、再質問に入らせていただきます。

通告の第1点目の官製談合の問題についてですけれども、現時点での答弁としてはもう終わっているんだというような御答弁。市民は、それで納得しているのでしょうかという点でございます。組織的な問題、構造的な問題、ここが非常に曖昧ではないかというふうに思っております。それでは、改めてお尋ねいたします。組織的関与は、なかったと断言できる根拠及び外部第三者による再検証を行う考え、あるいは再発防止の検証時期と数値目標は設定されているのか、お尋ねいたします。

○木村清一議長 平山議員、3つ一緒に……

○16番 平山秀直議員 はい。

○木村清一議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 それでは、まず組織的な関与の部分、お答えいたします。

先ほど総務部長から答弁あったとおり、官製談合等再発防止検討報告書、そちらを昨年の8月にまとめて公表しております。その中で、刑事記録の内容、また内部調査等からはっきりしていることは、指名業者選定に至る事務の流れ、また指名審査会の運営については、そこには問題はなかったということです。ただ、そこに指名業者選定の過程で外部の人間との接触があったこと、そして外部の人間からの依頼どおり決定したというところが問題だと思われます。ここの部分の外部の人間とのやり取りがなければ、このような事件にはならなかったわけでありますので、決して組織的に行われたものではないというところです。

そして、次の2つ目の第三者等の調査はしないのかという部分についても、お答えいたします。これまで議会で何度も答弁してきましたけれども、調査には市の内部で行われた事務処理に関することというのと、また外部の団体等の中で行われたこと、その2つがあると思われます。この2つは、何回もしゃべってきましたけれども、分けて考える必要があると考えております。犯罪とか、今回のような捜査機関が動いているケース、こういう場合の内部調査というのは、内部の事務の流れを再確認して、どこかに制度的なほころびであったり弱点であったりと、そのようなものがあるのか、あり得るのかという、そういう内部でしかできない、内部だからこそこできる調査を行うべきだと考えます。内部の調査の役割というのは、そこにあるんじゃないかと思います。それ以外の部分というのは、全てプロである捜査機関のほうにお任せをして、市としてはできる限りの協力をする事で事件の全容を解明してもらおうと、そうするしかないのではないかなと思っております。その結果として、既に判決が出ているということであります。

以上です。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 るる、いろいろとやって、信頼回復はされてきていると、やったんだという御答弁いただいたんですけれども、私は組織的関与はなかったとか、いろいろと御答弁いただいたんですけれども、やったという事実ではなくて、きちんと証明されたのかという事実が非常に大事なのではないかなと。証明されるためには、やはり組織内部の職員の中だけではなくて、第三者委員会の設置とか、それから調査報告の全面公開、これが必要なのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○木村清一議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 まず、全容を解明したかどうかの部分。確かに研修等で実効性の部分でのお話かと思いますが、実効性という意味では、どういう類い、こういう意識醸成であったり、そういうものというのはなかなか数値目標が立てにくいものでもありますし、実効性という意味では伝わりにくいものかと思いますが、市として、とはいえ何ができるかといえば、不正が起きない環境づくりをすることというのと、またルールを守る意識を徹底することと、この2つしかないんじゃないかなと思っております。今回、市の入札は、全て原則、一般競争入札として、事件の温床となった指名競争を行わないこととしておりました。指名競争も本来は認められた制度ですので、やれないわけではないんですけれども、これは二度と同じような事件を起こさないという決意を表した不正が起きない環境づくりだと、そう捉えております。

そしてまた、どんなにいいルールをつくったとしても、それを守る意識がないと絶対にうまくいかないものでありますので、今回の事件の根本にある情報の漏えいという部分、その部分を研修等を通じて、個々の公務員倫理の意識啓発を徹底していくと、これしかないのではないかなと思っております。

そしてまた、調査報告書の全面公開というお話ございましたけれども、こちらのほうは、調査報告書の作成というのは昨年の9月議会のときにも議員の皆様にご説明しており、刑事記録の精査、内部調査等を実施しながら、報告書を取りまとめておまして、報告書そのものを、議員おっしゃるとおり公開すべきものと考えておりますので、現在も市のホームページのほうで公表をしているという状況であります。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 官製談合についてですけれども、何となく途中で打ち切られたという感が拭えないのではないかなと。市民が知り得たのは、処分とかではなくて、やっぱり真実の解明ではないかなというふうに思います。また、責任の所在がどうも曖昧な組織に、やはり信頼回復というのはなかなか望めないのではないかなというふうにして思っております。説明責任は、やったかどうかではなくて、納得されたかどうかではないかなというふうにして思っておりますので、今後ともいろいろと御検討されたみたいですが、官製談合問題について二度と起こらないようにしっかりと対応していただければと思いますので、何とぞよろしくお願いしまして、通告の第2点目に移らせていただきます。

通告の第2点目については、これもやってはいるということをいろいろと答弁ございましたけれども、やはり問題というのは稼げる仕事であるのかどうなのかとか、それから外から仕事を持ち込めるというふうになっているのかというようなことでございま

す。人口流出、非常にここ数年で大幅に多くなってきております。具体的にお尋ねしますけれども、これ通告しておりました。当市において年収300万円以上の雇用は、どれだけ増えていますか。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 移住支援事業活用者のうち、年収300万円を超える雇用についての状況ということでお答えをいたします。

当市の移住支援事業である五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業及び五所川原市医療・福祉職子育て世帯移住支援金事業、こちらにつきましてはいずれも事業活用者の収入額に関する調査は、市では実施を行っておりませんので、年収300万円を超える人数は把握はしていないというところでございます。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 若者たちにとって、年収300万円あたりというのは、非常に仕事をして生きがいを持って生活する上で基準になる年収だそうですので、一応300万円以上というような線を引かせてお尋ねしました。これが増えているのかどうなのか、ちょっと不確かではないかなというふうにして思います。

もう一点、リモートワーク、I T人材誘致の実績はございますでしょうか。

○木村清一議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 リモートワーク及びI T人材、そういった人材の雇用の件数についてお答えをいたします。

五所川原市医療・福祉職子育て世帯移住支援金事業においては、こういった職の該当はありませんが、五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業においては、令和6年に1件、令和7年に1件、計2件の交付がテレワーク就業によるものとなってございます。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 これも時代の推移ですので、首都圏とリモートワークで結んで仕事がこっちでできるような、私の知っている人もリモートワークやっているんですけども、年に1回、都会のほうに行ったりとかと、仕事で行ったりしている以外は、こちらのほうで仕事をできるというような、非常にまれなケースでございまして、これから五所川原もこういうふうな仕事の間というのがどんどん増えていってほしいなという意味でお尋ねしました。それに対するいろんな支援策というものではないかなというふうにして思っておりますので、ぜひ検討していただいて、五所川原でリモートワークをしながら、生活できるというような雇用のスタイルというものにも、ぜひ支援策を検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、空き家と仕事をセットにした移住モデル地区を検討してはいかがでしょうかという通告にしておりますけれども、例えば移住に関する支援については、3年前、総務常任委員会で視察しました兵庫県の赤穂市への移住、定住を考えている人を支援するための制度を御紹介いたします。お試し暮らし住宅というのがまずあります。市外から赤穂市への移住をお考えの方に、実際の暮らしを体感していただくための宿泊施設を用意しておりました。移住先を検討するに当たっては、まず初めに移住先の生活環境などを調査する必要があると思いますので、お試し暮らし住宅を利用して、住むのにちょうどいいまち赤穂の生活体験をしていると。また、第2点として、移住調査宿泊費補助金というものもございました。赤穂市への移住を希望している方が居住を探して、仕事を探して、生活環境の調査などのために市内の民泊宿泊施設へ宿泊する場合、宿泊の一部を補助するという制度でございました。さらに、また赤穂市の魅力発信基地では、赤穂市への移住を検討されている方に赤穂市の魅力を実際に体験していただくために、希望に応じた日程、行程でツアーを実施しておりました。参加費は、無料でございます。さらに、また空き家バンク、当市でも空き家バンク情報やっておりますけれども、空き家の売りたい、貸したい物件情報を市のホームページなどに居住を希望している方などに情報を提供し、空き家を売りたい、貸したいと住みたいをつないでいく制度、この空き家情報バンクに登録している物件を購入する場合、引っ越し費用や仲介手数料の2分の1、最大10万円を補助する赤穂市空き家バンク情報活用支援事業補助金を用意しておりました。

当市では、私も仕事柄知っておりますけれども、こういう助成金等はないということで、こうした事例を参考にして、移住を増やす考えはないか、お尋ねいたします。

○木村清一議長 財務部長。

○佐々木崇人財政部長 議員御提言のお試し移住ができる住宅の整備とか、また空き家のリフォーム補助の事業もありますけれども、そういう事業を一部の自治体で取り組まれているということは承知しております。現時点では、当市での実施予定はございません。引き続き、関係機関と連携し、移住希望者向けの情報発信や相談対応を行うとともに、これからを担う若い世代が当市で生活し続けたいと思えるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減や、誰もが安心して子育てできる環境づくりなど、移住施策と定住施策の両面から継続して取り組んでまいります。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 あの手この手で人口流出を阻止して、魅力ある五所川原に住んでみたいと思われる方々に、ぜひともこういうふうな場の提供をしていただければなとい

うふうにして思いますので、御検討よろしく願いいたします。

次に、通告の第3点目ですけれども、まず現場では参加率が伸びていないというふうな実態があるのではないかなと。理由は、非常に明快で、移動手段がないと、それから魅力が弱いと。こうしたことでお尋ねいたしますけれども、参加率の実数と改善目標、送迎支援の拡充の考えがあるかお尋ねいたします。

○木村清一議長 福祉部長。

○山内かおり福祉部長 過去3年間のこれらの介護予防教室の事業の実施回数と参加者数をお答えいたしますが、まず令和5年度が158回で延べ3,591人、令和6年度が134回で延べ3,193人、令和7年度が136回で延べ3,224人となっておりました。改善策といたしましては、移動支援は行ってはいないんですが、令和8年度、今年度は去年まで市内8会場で実施していた介護予防教室を16会場に拡充するなど、市民の方がより身近な場所で参加できるように実施しております。

以上です。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 参加率の実数、今数値、お答えしていただきましたけれども、横ばいではないかなというような実感をしているんです。それから、どうしても高齢社会になっていくと、本当にそこへ行きたくても移動手段がないと。それをもう地域で数多く増やして、8会場から16会場に増やしたと。これは、大変結構なことだと思います。ただ、健康の教室というだけではなくて、いろんな健康増進のためのプランというのがあるのではないかなと思ひまして、ぜひとも何らかの移動手段というのを手だて、拡充していく必要があるのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○山内かおり福祉部長 今後、検討していきたいと思っております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 今後ぜひ検討してください。私もぜひ利用していきたいと思っておりますので、だんだん免許証を返して運転できなくなったりとかとしている高齢者とかも多くなっているの、よろしく願いしたいなと。

次に、これも再質問で質問しますよと通告しておりますので、質問しますけれども、参加される市民への健康ポイント制度についてお尋ねいたします。青森県内で既に複数自治体がこれを導入しております。三沢市、十和田市、青森市など、健康診断とか健康事業参加、あるいは健康アプリで歩数とか体重、血圧などの記録でポイントを付与して商品券と交換する制度を実施しております。まず、これ試験的に当市で導入する考えは

ないか、お尋ねいたします。

○木村清一議長 福祉部長。

○山内かおり福祉部長 現在、当市では、実施しているアクティブシニアポイント事業なんですけれども、こちらのほうはボランティア活動を通じた役割の創出や健康づくりを目的に実施しておりまして、議員おっしゃるとおり、介護予防事業への参加者に対するポイント付与というのは実施してございません。介護予防事業参加へのポイント付与につきましては、事業参加のきっかけや介護予防への意識づけにつながるものと考えられることから、既存の介護予防事業の体制や他自治体の取組事例なども踏まえまして、よりよい事業となるよう、引き続き検討してまいります。

以上です。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 これは、ボランティア活動やっている事業者に対するポイントということで、当市の場合は。参加する高齢者の人たちにポイントを付与しているわけじゃないので、これさっき言った各自治体は、参加する人たちがポイントを稼いで商品券と交換できて、何か好きなもの買えるとかというような制度をぜひとも検討していただきたいなというふうにして思いまして、提案させていただきます。財源とか、いろいろありますけれども、健康ポイント制度は介護保険地域支援事業とか健康増進事業、地方創生関連交付金、民間企業協賛など、活用事例が全国に具体例があります。また、介護予防による将来的な介護給付費抑制効果も期待されております。単年度経費ではなく、中長期的な財政効果についても検討すべきと考えますけれども、御見解をお尋ねいたします。

○木村清一議長 福祉部長。

○山内かおり福祉部長 当市のアクティブシニアポイント事業の歳入に充てられているものに地域支援事業交付金というものがございます。この活用につきましては、留意点が示されておりまして、ポイントを換金することによって、本人が支払うなどの権限は認められておりますけれども、介護保険料の賦課自体を減額または免除するものではないものとされているなど、事業の組立てには工夫が求められておりますので、その辺も検討していきたいと思っております。

以上です。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 しつこいようなんですけれども、これいろんなやり方が実際ありますけれども、高齢化が進んでいくので、要はできるだけ参加率を増やしてもらいたい。外

出する頻度を高齢者、できるだけ、女性は結構外出する機会が多いんですけれども、男性が非常に家の中に籠もっているとかというような話もよく聞きますので、実証的に取り組んでいただければなと思います。

また、これポイント制度というのは、何となく高齢者にはなじまないのではないかなというお尋ねもありましたけれども、高齢者のデジタル対応が非常に難しいというような、これは全国的には例えば紙のスタンプカードとか健康手帳窓口管理、地域包括支援センターなどの連携で、アナログ併用型と言うそうですけれども、導入している自治体もございますので、デジタル限定ではなくて、高齢者が参加しやすい仕組みづくりを検討していただければなというふうにして思います。

また、ポイント制度は、ここの地域柄、冬期間が非常に閉じ籠もりの方が多かったり冬期間の活動不足層が非常に多いというのがございますけれども、これはぜひともこの地域に合った制度設計、これが必要ではないかなと思います。例えば冬期屋内ウォーキング、卓球、軽スポーツ、除雪ボランティア、防災訓練など、地域の特性に合わせた設計が必要と考えます。高齢化が進む中で、介護状態になっているから支える行政だけでは限界があります。これからは、元気な高齢者を増やす行政への転換が必要なのではないかなと思います。健康ポイント制度は、健康、外出、地域交流、商店街活性化、介護予防を同時に進められる制度でございます。ぜひともよろしくお願いいたしますけれども、この点についてまた一言御答弁お願いします。

○木村清一議長 福祉部長。

○山内かおり福祉部長 繰り返しになりますが、引き続きよりよい事業となりますよう検討してまいります。

以上です。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、市民の声、またこれ多くの市民の声でございます官製談合問題は、解明ではなくて打切りではないかなと。第三者調査が必要であります。信頼回復へ踏み込んだ解明が必要ではないかなと思います。

また、人口減少、経済問題に関しては、人は仕事で動くと言われております。若者流出の危機感が必要です。年収ベースで雇用評価を考えるべきであります。稼げるまちへと産業政策の転換を図るべきであります。

また、健康政策に関しては、福祉ではなくて投資であるというふうにして言われております。通わせる施策から行きたくなるような仕組み。また、参加率が低いのは、意識

ではなく設計ミスだというふうにして言われております。移動できない人に参加を求めるのは、現実的ではありません。医療費削減は、結果、手段は日常の行動変容であると思います。

以上を踏まえた政策をぜひとも今後また考えていただいて、一般質問を終わります。
ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次の方は、大分時間が少ないですんで、午後に回します。

1時より開会いたします。暫時休憩いたします。

午前 11時32分 休憩

午後 1時02分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、金谷勝議員の質問を許可いたします。2番、金谷勝議員。

○2番 金谷 勝議員 無所属の金谷勝です。3月議会に続いて、この6月議会でも質問させていただきます。

6月に入り、連日の暑さで急に夏が来た感じがいたします。農家の方々は、田植作業もほぼ終了し、これからはリンゴ農家の方々は摘果作業、いわゆる実すぐりの時期に入り、毎日忙しい日々を送られています。リンゴ農家にとっては、2年連続の大雪による枝折れ被害にめげずに、一つ一つ丁寧に実すぐり作業をしているところでございます。リンゴ農家の皆さんは、日々頑張っていて、今、最中、忙しい時期を迎えております。

そこで、1つ目として、当市の農業振興策について質問いたします。(1)として、大雪による農業関連の被害状況と支援策についてお伺いいたします。

また、(2)として、農業関連で担い手不足、人手不足について、当市の施策をお伺いいたします。近年は、あらゆる業種において担い手不足、また人手不足に経営者の方は悩まされている現状です。

2つ目の質問として、コミセンの指定管理料について質問いたします。先般、私の地元の七和住民協議会の総会に参加して地元住民の声を聞きまして、これは何とかしなければいけないのではないかと思います。質問させていただきます。

(1)として、中東情勢の影響によって、物価高騰により経費が非常に上昇していますが、この経費を何で、上がった分を賄っているかということ、人件費を削減して経費を賄っているという話を聞きましたので、指定管理料の値上げはこれからののかお伺い

いたします。

(2)として、今後の指定管理業務委託の当市の指針をお伺いいたします。

理事者側の誠意ある御回答をお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○片山善一郎経済部長 それでは、農業被害の状況と復旧支援についてお答えをいたします。

令和8年1月からの大雪に係る農業関連被害につきましては、当市では主にリンゴ樹の枝折れ、裂開被害、農業用ハウスの倒壊、損壊被害、農道の砂利が融雪、除雪時に欠損するといった被害を確認しております。まず、リンゴの被害状況に関しましては、県との合同調査を実施した結果より、被害面積は653ヘクタールとなっております。そのうち被害程度が5%以上29%以下と、比較的軽度の被害を受けた園地が被害面積の8割以上占めておりますが、市内のリンゴ栽培面積が720ヘクタールの9割に当たる園地で被害があるなど、広範囲において大雪被害の影響を受けているという状況になっております。そのため、リンゴ被害に対する復旧支援として、被害樹の傷口の癒合促進及び腐らん病対策に使用する塗布剤、また枝折れ被害軽減の効果が見込める融雪剤について、3月31日までに購入された経費の一部を助成する支援事業を実施しております。

また、昨年度より複数年にわたって支援することを予定している被害樹の改植に係る苗木の購入支援についても、これから来年の2月末にかけて実施をする予定としております。

農業用ハウスの倒壊、損壊被害につきましては、27件で55棟の被害を確認しており、補修不可能な箇所が50%以上70%未満となる大破被害が全体の約9割となるなど、大がかりな復旧作業を要する状況となっております。こちらにつきましては、被害のあった農業用ハウスなどの再建や修繕といった復旧に要した経費に対して、最大で2分の1の支援を受けることができる県の農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業に、市がさらに最大で4分の1を上乗せ支援する事業の実施を予定してございます。

農道の砂利部分などの欠損被害につきましては、市内5か所で確認をしており、これらへの対応といたしましては、補修相当分の砂利を現物で供給する支援を行う予定としております。

以上であります。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 物価高騰などに対応した指定管理料の値上げについてお答えいたし

ます。

令和6年度から令和8年度までの指定管理料の額につきましては、直近の過去3年分の経費を平均して算出することを基本としていますが、物価や人件費の高騰の状況を加味して算出しております。今年度につきましても、物価高騰の影響により施設の運営に支障を来すような事態とならないよう、日頃から指定管理者と情報共有を図りながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして、指定管理業務の指針ということのお尋ねでございました。コミュニティセンターの指定管理業務につきましては、各施設立地地区の町内会を主体とした団体が管理運営を行うことで、当該地区の特性を踏まえた運営が可能であると考えております。指定管理料においては、直近の過去3年分の経費を平均して算出することを基本としておりますが、物価や人件費の高騰の状況を加味した上で指定管理料を算定してまいります。

○木村 博副議長 2番、金谷勝議員。

○2番 金谷 勝議員 それでは、再質問させていただきます。

まずは、農業関連の振興策のほうですけれども、いろいろよく調べていただいたなということで、やっぱり2年連続で大雪被害ということで、今年が一番ひどかったのかなというのが生産者の声でした。去年、令和6年度の大雪で弱った部分を農家の方々が自ら手を加えて、何とかリンゴの木を再生させようと努力しましたが、この令和7年度のまた大雪でかなりの被害を被っております。

それで、非常に市でもいろんな支援策を考えていると思いますが、そこで被害のあったリンゴの木を抜根、伐採する、その辺についての支援策は何かございますでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 お答えいたします。

今のところ、市では、事業としては予定はしておりませんが、県のほうでそういった抜根等の事業は実施する予定と伺っております。

○木村 博副議長 2番、金谷勝議員。

○2番 金谷 勝議員 確かに私もちょっと先日チラシを見まして、県のほうでは要するに通称ユンボ、ユンボと言うんですが、そのレンタル料とか、あと伐採にかかった部分を何か助成するみたいで、市でもそれをやっぱり生産者の皆さんに分かるようなチラシの配布とか、そういうのをしてもらったら助かるなという要望でございます。

次に、また農業関連で質問させていただきますが、昨日、外崎議員の質問の中でも、りんご協会のほうから指導員を招いて、個人的な農家に苗木の養成術を講習するという

ことを言っていましたけれども、ここで、りんご協会さんのほうで月2回ぐらい新聞出しているんですが、私がリンゴ生産者から聞いた話によると、五所川原だけが何かりんご協会さんにお金を出していないと、新聞にいつも弘前、平川、黒石、隣の鶴田町でも結構りんご協会さんのほうにお金を行政で出しているということで、五所川原はこれ出しているんですか、出していないんですか。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 答えいたします。

五所川原市では、ただいま議員おっしゃったとおり、出していないという状況でございます。

○木村 博副議長 2番、金谷勝議員。

○2番 金谷 勝議員 お金を出していないにもかかわらず、りんご協会さんにいろんなものをお願いするということで、それ本当に聞いて来てくれるのかなという、私個人的には思うんですが、先般のりんご協会の会長交代で私の地元から福士さんという方がりんご協会の会長になりました。これは、何を意味するかということで言いますと、昔は、30年、40年前は五所川原は「五所川原のリンゴって、リンゴでねえね」とよく言われたもんです。板柳の人とか、もちろん弘前とかからは。それが今、令和に入って、五所川原の私の地元でも、地元の農家が昨年賞をもらったと。県内でリンゴの10人の中の一人に入る賞をもらったということで、五所川原のリンゴも見直されてきているところでございます。また、当市は、ふるさと納税でもリンゴの返礼品が非常に多いということは前々から私も知ってしまして、これについてこれからりんご協会さんのほうにお金を出す気はあるのかなのか、ちょっとそこをお伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 答えいたします。

ただいま議員おっしゃったように、ふるさと納税の関係も返礼品がやはり米、リンゴといった、特にリンゴもそうですけれども、返礼品の目玉商品になってございます。そういったこともありますので、今おっしゃったりんご協会のほうの負担といいますか、そういったところもこれから検討していきたいと考えております。

○木村 博副議長 2番、金谷勝議員。

○2番 金谷 勝議員 検討するのではなく、ぜひ出してもらいたいと。それでないと、五所川原出身の会長の面目にも関わると思いますので、ここはぜひ五所川原市としても、りんご協会さんのほうにちょっと補助を出してもらいたいというのが要望でございます。よろしくお願いいたします。

それでは次に、担い手不足、また人手不足についての支援策ということについて、もう一度ちょっと詳しく教えていただければなと思います。すみません。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 それでは、担い手不足及び人手不足を見据えた当市の施策ということでお答えをいたします。

担い手不足や労働力不足への対応につきましては、総合計画の経済分野における基本計画にも方向性を定めておりますが、新たな担い手の確保、育成には、スマート農業の推進と生産技術の習得や農業機械、施設の導入支援といった営農定着に向けたサポート体制の強化を図っていくこととしてございます。また、若者の都市部への転出や高齢化による離農などに伴う労働人口減少への対策として、農業分野における外国人材受入れ態勢の整備などにつきましても、農業法人を中心とした担い手との情報共有を図っていく必要があると考えてございます。

○木村 博副議長 2 番、金谷勝議員。

○2 番 金谷 勝議員 ありがとうございます。スマート農業と今言いましたけれども、私も実際スマート農機を持って、ロボットトラクターとかロボット田植機を使用しております。ですが、スマート農業をやる、スムーズに作業できるのには、基盤整備というのが非常に必要でございます。これ私、実際やってみての感想なんです、軟弱な田んぼとかは、やっぱりスマート農機はうまく起動しないと。ですんで、五所川原市としても、基盤整備にもうちょっと目を向けて投資してもらいたいなと思うんですが、当市に今のところは基盤整備について要望は何件ぐらいあるかお伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 それでは、お答えいたします。

まず、当市の現在の圃場整備の状況でありますけれども、十三土佐を含む十三湖三期地区及び長富地区が令和11年度までの予定で国の事業を活用し、県営で実施をしております。今、議員から御質問ありました、現在、圃場整備、基盤整備の要望がある地区につきましては、五所川原が7地区、金木が1地区、市浦が3地区の計11地区でございます。

○木村 博副議長 2 番、金谷勝議員。

○2 番 金谷 勝議員 ありがとうございます。今現在進行中のところもありますけれども、結構やっぱりみんな基盤整備の要望は上がっているもんだなというのが今思っているところでございます。

去年の農産物、特にお米のほうなんです、すごく高騰しました。それで、税収が約

9,000万円ぐらい増収、五所川原市でもしていると思うんですが、この辺についてはちょっと増収が上がっている部分、これからやっぱりそういうスマート農業を推進するに当たっての基盤整備について、もっともっと五所川原市でも投資できないものか、ちょっとお伺いいたします。

○木村 博副議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 令和7年度の農業収入の増収に伴う税の収入の増の額であります。今議員からありましたとおり約9,000万円となっているところです。増収増えた分を基盤整備などの農業振興策等に活用できないかという質問でありますけれども、増収は一般財源でありますので、単純に財源充当というのはできかねますけれども、有益な施策であれば、一般財源の中から重点的に予算配分してまいりますので、関係課と調整を図ってまいります。

○木村 博副議長 2番、金谷勝議員。

○2番 金谷 勝議員 ぜひ前向きに御検討をお願いいたします。

あと、労働力不足の点で、外国人の人材をどんどん取り入れるような話がございますけれども、実際、私の地元でも外国人を雇用している農家さんがおまして、何が困っているかというと日々の雇用費、個人費を払うのはいいんですけど、仲介に入っている業者さんに払うお金が莫大だと。例えばですよ、例えば1日1万円のところが約2万円ぐらいかかっているんだというふうな現状がございます。それについて、何か支援してもらえないものかと、お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○片山善一郎経済部長 お答えいたします。

今、外国人の人材の雇用につきましてですけれども、県が昨年10月に開設しております青森県外国人材雇用サポートデスクというのがございます。そちらを活用して雇用の手続や費用、受入れ態勢の整備など、そういったことをこちらのほうでサポートするという機関でございます。こういったことも含めて、周知も徹底してまいります。今、議員おっしゃった、いわゆる経費の支援というところも様々な課題はあるかと思っておりますけれども、関係機関、財政部門とも協議して検討してまいります。

○木村 博副議長 2番、金谷勝議員。

○2番 金谷 勝議員 労働力不足に関しては、やっぱり外国人雇用も前向きに考えている農家、法人の方が結構いますので、その辺も五所川原市としてぜひ支援してもらいたいというのが要望でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、コミセンの指定管理料についてですが、私が聞いているのは値上げができ

るのかできないのか、そこをはっきりちょっと、途中で例えば令和6年から令和8年、今年、令和8年度に入って今年で終わりですけれども、令和8年度に関してすごく物価が高騰しております。この途中ででも値上げはできるのかできないのか、その辺ははっきりお願いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 施設の運営について支障を来すことのないように、値上げについてもしっかり対応してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 2番、金谷勝議員。

○2番 金谷 勝議員 非常にうまい答え方をするなというのがありまして、これ途中で値上げできるんだか、できねえんだかと私聞いているんですけれども、何かあやふやで、手続を踏めばできるんでしょうか、できないんでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 施設の運営に支障がないように、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 2番、金谷勝議員。

○2番 金谷 勝議員 あんまりしつこく質問しても、議長に注意されると思いますので、しっかりここは私もこれからも要望してまいりたいなと思います。これは、やっぱり地元住民を雇用しているわけです。それで、経費が多くなった分を人件費を削減するということは、地元雇用が削減されるのと同じなんで、ここひとつ前向きに考えて、途中からでもこれだけ物価が上がっているんだば、しょうがないなという気持ちを持って、ちょっと要望にお応えしてもらえたらなというのが私の思いでございます。

あと、指定管理業務委託についてなんですが、今回はコミセンの話で言ったんですが、これから例えば5年先、10年先、ここのコミセンは業務委託ねぐすかとか、そういう話はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 業務委託するしないというところの今後の方針というところになりますと、まず施設の在り方が地域にとって必要か、必要でないか、場合によっては統合ですとか除却、そういったことも考えられるところでございますので、そういったところも踏まえますと、最終的にはそういった廃止となる場合も当然検討することになります。

ただ、その前の段階では、基本的にはその地域にとって必要な施設ということでありましたら、地域の主体となっている団体さんをお願いするというのが、先ほども答弁し

たとおり、基本的な考えであります。

○木村 博副議長 2 番、金谷勝議員。

○2 番 金谷 勝議員 分かりました。突然、指定管理から外すよとかということだけはやめてほしいなと。あんまりこういうのを言うのもなんですが、私の地元の楠美家が前から何かうわさでは指定管理から外されるというのを聞いたんですが、まさかやと思っていたんですが、やっぱり指定管理から外れて、私何を思ったかということ、真冬にあそこ雪多い土地でございます。あそこを通ったとき、市の職員が、多分教育委員会の方だと思うんですが、一生懸命、本当に小さい除雪機で軽トラ止める入り口をつくるのに、あれ3日ぐらいかけてやったんでねえべか。私、毎日あそこを通ったとき、一生懸命やっていたんです。結局、市で管理すれば、そういう市の職員の方々にも負担行く。あそこ、もし地元の住民協議会なり地元の方に指定管理をさせていたなら、やっぱり地元の業者もショベル持っているところがございます。そこを無償で駐車場を開けていました。そういうのがあるんです。人と人のつながり、これが私は大事だと思っております。

最後、ちょっと声が大きくなりましたけれども、コミュニケーションを大事に、五所川原市も農業に対しても指定管理業務に関しても、コミュニケーションを取って前向きに進んでもらいたいなと思っております。

今日は、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって金谷勝議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1 時 3 0 分 散会

令和 8 年五所川原市議会第 3 回定例会会議録（第 4 号）

◎議事日程

令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）から議案第 67 号 五所川原市水道事業給水条例及び五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまで及び議案第 72 号 財産の取得についてから議案第 74 号 財産の取得についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（18 名）

1 番 花 田 勝 暁 議員	2 番 金 谷 勝 議員
3 番 和 田 祐 治 議員	6 番 藤 田 成 保 議員
8 番 秋 田 幸 保 議員	9 番 藤 森 真 悦 議員
10 番 黒 沼 剛 議員	11 番 松 本 和 春 議員
12 番 成 田 和 美 議員	13 番 高 橋 美 奈 議員
14 番 外 崎 英 継 議員	15 番 木 村 慶 憲 議員
16 番 平 山 秀 直 議員	17 番 桑 田 哲 明 議員
19 番 山 田 善 治 議員	20 番 木 村 博 議員
21 番 伊 藤 永 慈 議員	22 番 山 口 孝 夫 議員

◎欠席議員（2 名）

4 番 木 村 清 一 議員	5 番 伊 藤 雅 輝 議員
----------------	----------------

◎説明のため出席した者（26 名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	鎌 田 寿
総 務 部 長	川 浪 生 郎
財 政 部 長	佐々木 崇 人
民 生 部 長	三 橋 大 輔

福 祉 部 長	山 内 かおり
経 済 部 長	片 山 善一朗
建 設 部 長	古 川 清 彦
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	岡 田 正 人
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員	鎌 田 郁
監 事 局 長	
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	外 崎 経 明
総 務 課 長	荒 谷 智 子
財 政 課 長	永 山 大 介
市 民 課 長	須 藤 淳 也
福祉政策課長	津 島 洋 志
農林政策課長	西 村 長 幸
土 木 課 長	工 藤 陵
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	古 川 憲

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	工 藤 義 人
次 長	毛 内 貴 郎

◎開議宣告

○木村 博副議長 おはようございます。ただいまの出席議員18名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第59号から議案第67号まで及び議案第72号から議案第74号まで

○木村 博副議長 日程第1、議案第59号 専決処分の承認を求めることについてから議案第67号 五所川原市水道事業給水条例及び五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまで及び議案第72号 財産の取得についてから議案第74号 財産の取得についてまでの12件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第63号 令和8年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）及び議案第64号 令和8年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）の2件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村 博副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員には、

1 番 花 田 勝 暁 議員	3 番 和 田 祐 治 議員
6 番 藤 田 成 保 議員	8 番 秋 田 幸 保 議員
9 番 藤 森 真 悦 議員	10 番 黒 沼 剛 議員
13 番 高 橋 美 奈 議員	14 番 外 崎 英 継 議員
16 番 平 山 秀 直 議員	21 番 伊 藤 永 慈 議員
22 番 山 口 孝 夫 議員	

以上の11名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました2件を除く10件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明4日及び5日並びに8日及び9日の都合4日間は休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村 博副議長 異議なしと認めます。

よって、以上の4日間は休会することになりました。

なお、6日及び7日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は10日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村 博副議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時06分 散会

令和 8 年五所川原市議会第 3 回定例会会議録（第 5 号）

◎議事日程

令和 8 年 6 月 1 0 日（水）午前 1 0 時開議

- 第 1 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 2 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定について）
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 4 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第65号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
（民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 6 議案第66号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第67号 五所川原市水道事業給水条例及び五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第72号 財産の取得について
- 第 9 議案第73号 財産の取得について
- 第 1 0 議案第74号 財産の取得について
（経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 1 1 議案第63号 令和 8 年度五所川原市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第64号 令和 8 年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（20名）

1 番 花 田 勝 暁 議員

2 番 金 谷 勝 議員

3番 和田 祐治 議員
 5番 伊藤 雅輝 議員
 8番 秋田 幸保 議員
 10番 黒沼 剛 議員
 12番 成田 和美 議員
 14番 外崎 英継 議員
 16番 平山 秀直 議員
 19番 山田 善治 議員
 21番 伊藤 永慈 議員

4番 木村 清一 議員
 6番 藤田 成保 議員
 9番 藤森 真悦 議員
 11番 松本 和春 議員
 13番 高橋 美奈 議員
 15番 木村 慶憲 議員
 17番 桑田 哲明 議員
 20番 木村 博 議員
 22番 山口 孝夫 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市長
 副市長
 総務部長
 財政部長
 民生部長
 福祉部長
 経済部長
 建設部長
 上下水道部長
 会計管理者
 教育長
 教育部長
 選挙管理委員会
 委員長
 選挙管理委員会
 事務局
 監査委員
 監査委員
 局長

佐々木 孝昌
 鎌田 寿
 川浪 生郎
 佐々木 崇人
 三橋 大輔
 山内 かおり
 片山 善一朗
 古川 清彦
 平野 聡史
 岡田 正人
 原 真紀
 藤原 弘明
 中谷 昌志
 鳴海 新一
 小田桐 宏之
 鎌田 郁

農業委員会会長 職務代理者	小山内 清 人
農業委員会 事務局 長	外 崎 経 明
総 務 課 長	荒 谷 智 子
財 政 課 長	永 山 大 介
市 民 課 長	須 藤 淳 也
福祉政策課長	津 島 洋 志
農林政策課長	西 村 長 幸
土 木 課 長	工 藤 陵
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	古 川 憲

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	工 藤 義 人
次 長	毛 内 貴 郎

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員20名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎諸般の報告

○木村清一議長 議事に入る前に諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。

報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第1 議案第59号及び

日程第2 議案第60号

○木村清一議長 日程第1、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第2、議案第60号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○黒沼 剛総務常任委員長 一登壇一

本定例会で総務常任委員会に付託されました議案3件について、去る3日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしました。

まず、議案第59号及び議案第60号の2件の経過の概要と結果について御報告いたします。議案第59号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第60号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律等関係法令が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、市税条例等の一部を改正し、専決処分したものであるとの説明に対し、固定資産税の免税点が大きく上がったのではないかな等の質疑があり、昨今の資材高騰等から建物の評価額が上がることを考慮したためであるとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上、議案第59号及び議案第60号の当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも承認であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

副議長へ交代するため、その場で暫時休憩いたします。

午前 10 時 05 分 休憩

午前 10 時 06 分 再開

○木村 博副議長 それでは、再開いたします。

◎日程第 3 議案第 62 号

○木村 博副議長 日程第 3、議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、4 番、木村清一議長が除斥の対象となりますが、既に退席されておりますので、審議を進めます。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○黒沼 剛総務常任委員長 一登壇一

総務常任委員会より議案第 62 号の経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は令和 8 年 2 月 4 日に発生し、旧公園管理センターに隣接する車庫の屋根が積雪により倒壊し、相手方の敷地にあった相手方所有の自動車を破損させたものであり、令和 8 年 4 月 10 日に示談書を取り交わし、専決処分したものであるとの説明に対し、損害賠償保険の対象になるのか、この車庫は今後も利用されるのか、市で所有している使用されていない建物について早く解体したほうがいいのか等の質疑があり、損害賠償保険の対象となるが、満額は支払われないため市の負担はある見込みである、倒壊したため撤去してしまった、市で所有している使用されていない建物については危険性を十分留意して管理

していくとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上、議案第62号の当委員会の報告といたします。

○木村 博副議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村 博副議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は承認であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村 博副議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

議長へ交代するため暫時休憩いたします。

午前 10 時 09 分 休憩

午前 10 時 10 分 再開

○木村清一議長 それでは、再開いたします。

◎日程第4 議案第61号及び

日程第5 議案第65号

○木村清一議長 日程第4、議案第61号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第5、議案第65号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○藤森真悦民生文教常任委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。令和8年第3回定例会、民生文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案2件について、去る3日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第61号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五

所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであり、主な改正内容は令和8年4月からの子ども・子育て支援金制度の導入であること、支援金分を新設する一方、医療分の基礎課税額を引き下げ調整するものであり、また地方税法施行令の一部改正を受けた課税限度額の引上げ及び低所得者向けの法定軽減基準の拡充であるなどの説明に対し、専決処分にした理由について、子ども・子育て支援納付金は全世帯へ課税するののかとの質疑があり、3月議会の時点では課税限度額が未定であったため地方税法改正に合わせて専決処分した、子ども・子育て支援納付金は全加入者が対象であるが、18歳未満は均等割を免除し、その不足分を18歳以上の均等割額へ50円加算するものであるとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第65号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は市浦地区山村広場の廃止及びつがる克雪ドームの営利使用料の見直しをするものであり、主な改正内容は山村広場の廃止に伴い関連する別表の記載を削除するものであり、またつがる克雪ドームで現在料金設定のない駐車場や緑地部分に営利目的での使用料を令和9年1月1日から新設するものであるなどの説明に対し、山村広場廃止後利用希望者があった場合はどうなるのか、公園の平米単価300円と比較して今回の使用料設定である駐車場平米単価24円は安過ぎるのではないかと、営利目的か非営利目的か市としての判断基準は何かなどの質疑があり、山村広場の物理的な原状回復工事が完了するまでは利用可能な状態として取り扱う、公園料金はキッチンカーなどの臨時売店を想定したものであり、今回のつがる克雪ドームの料金設定に当たっては他県の駐車場使用料等を参考に算出したものである、営利目的かどうかの判断基準としては、イベントの性質や内容を精査し、公益性の有無をもって総合的に判断するなどの答弁を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第61号は承認、議案第65号は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり決しました。

◎日程第 6 議案第66号から

日程第10 議案第74号まで

○木村清一議長 次に、日程第6、議案第66号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第74号 財産の取得についてまでの5件を一括議題といたします。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○外崎英継経済建設常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で経済建設常任委員会に付託されました議案5件について、去る3日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第66号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は老朽化が激しく現在入居者のいない柏木団地について、今年度用途廃止を行い、解体撤去するため、五所川原市市営住宅条例別表第3条関係から当該市営住宅の項を削除するものであるとの説明に対し、解体工事の際に活用する国からの交付金の補助率についての質疑があり、補助率は最大49%であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 五所川原市水道事業給水条例及び五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は災害等の非常時において他の市町村長等の指定を受けた指定工事事業者が給水装置、排水設備等の新設等の工事を行えるようにするため、所要の改正を行うものであるとの説明に対し、災害、その他非常の場合というのは誰が判断するのか、他自治体との連携体制について、当条例は民間工事と公共工事の両方に適用されるのか、公共工事においては市指定の事業者でなければ発注できないのかなどの質疑があり、判断は市長が行う、非常時には他自治体との連携も想定している、原則公共工事のみに適用される、原則市指定の事業者に限るとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号から議案第74号までの3件は、いずれも財産の取得についてですが、本件は五所川原地域及び市浦地域に配備している除雪ドーザー、ロータリー除雪車の老朽化が著しいこと、また除排雪体制の強化を図るため、新たな車両を取得する

ものであるなどの説明に対し、当初予算では何台分の金額を計上しているのか、議決事項に該当しない車両の購入について、今後の除排雪体制について、今冬に故障した車両の現状及び今後の使用見込みについてなどの質疑があり、4台分の予算を計上している、2,000万円以下の小型のロータリー除雪車1台であり、歩道用の除雪車である、雪置場の確保や直営の排雪工区の一部で試験的に業者を投入することを検討している、修繕は完了しており、今年度は問題なく使用できるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり決しました。

◎日程第11 議案第63号及び

日程第12 議案第64号

○木村清一議長 次に、日程第11、議案第63号 令和8年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)及び日程第12、議案第64号 令和8年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第1号)の2件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○平山秀直予算特別委員長 一登壇一

おはようございます。去る3日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、平山秀直が、副委員長に秋田幸保委員が選任され、翌4日に付託されました議案2件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第63号 令和8年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)について、

歳出第6款、農業振興補助金及び農道維持管理費の内容に関する質疑に対し、農業振興補助金4,750万9,000円は令和8年1月からの大雪により被害を受けた農業用ハウスの復旧に係る経費の一部を補助するためのものである、内訳として補助金活用の意向を示している農家の農業用ハウスの再建23棟と修繕3棟の合計26棟分の復旧を見込み、再建などに要する経費の2分の1以内を青森県が支援し、農家負担分4分の1のうち100万円を上限として市が上乗せ支援するものである、また、農道維持管理費1,405万2,000円に関する内訳は、冬期間の暴風雪により紛失及び老朽化した市内広域農道の防雪柵の固定ピンやボルトの部材購入のための消耗品費559万2,000円と、同じく市内広域農道の防雪柵、柱、基礎アンカーの更新・修理のための修繕料846万円であるとの答弁がありました。

次に、歳出第8款、地域公共交通活性化事業コンサルティング業務委託料2,711万3,000円の業務内容についての質疑に対し、昨年度10月から運行を開始しているA I デマンド交通ごしよくるについて、来年4月以降に再編を行い、運行内容の最適化等を目指すこととしているが、そのために必要な運行区域内のデータ分析及び分析結果に基づく車両台数や運行エリアの変更などについて運行事業者とワークショップを実施するためのものであるなどの答弁がありました。

次に、歳出第10款、津軽三味線会館管理費の内訳及びつがる克雪ドーム管理費に関連する施設の維持管理費についての質疑に対し、津軽三味線会館管理費は、館内展示室及びロビーのエアコンが故障したため、新たなエアコンを取り付けるための備品購入費695万9,000円とエアコンの取付けに当たってのアスベスト調査実施のための業務委託料99万円である、また、つがる克雪ドームの維持管理については、青森県から譲与を受けた平成14年度以降これまでにを行った修繕等の金額の合計は7億1,949万円である、つがる克雪ドームは通年型屋根つきの施設であるという重要性も考え、今後も必要な修繕などを行いながら施設の存続を図っていきたいなどの答弁がありました。

審査の結果、これらの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和8年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○木村清一議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和8年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木村議長をはじめ、平山予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提案につきましては、真摯に受け止め、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

さて、来る7月10日、立佞武多の館がいよいよニューアルオープンし、多くの市民や観光客の皆様が集い、にぎわいを創出する新たな拠点として、装いも新たに皆様をお迎えいたします。

そして、オープニングイベントにてお披露目となる2026年の新作大型立佞武多「猿田彦大神」であります。「古事記」や「日本書紀」において道開きの神とされる猿田彦大神は、物事をよき方向に導く神であり、地域の繁栄への強い願いが込められております。世代を超えて人々が交流し、コミュニティを育む新たな立佞武多の館の門出を祝うにこれ以上ない題材であると確信をしております。

コミュニティを体験できる交流拠点として生まれ変わったこのチャンスを生かし、地域資源を生かした観光コンテンツの磨き上げや市の魅力の情報発信を行うことで、さらなる誘客促進を図るとともに、地域に新たなにぎわいを創出しながら、地域の活性化に向けて全力を尽くす所存でありますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、日差しが次第に強さを増し、夏の訪れを感じる時期となりましたが、議員各位におかれましては、御自愛の上、市勢伸展のため、ますます御活躍くださいますよう

祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎閉会宣告

○木村清一議長 これにて令和８年五所川原市議会第３回定例会を閉会いたします。

午前１０時３０分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年6月10日

五所川原市議会議長 木 村 清 一

五所川原市議会副議長 木 村 博

五所川原市議会議員 黒 沼 剛

五所川原市議会議員 松 本 和 春

五所川原市議会議員 成 田 和 美

